

して、そしてその登記の手続を簡素化いたしますために、その登記は、会社の本店の所在地において株式会社登記簿にすることにし、その登記の手続につきましては政令でこれを定めることにいたしました。企業担保権の一般承継による移転、混同または被担保債権の消滅による変更、消滅は登記をしなくてもその効力が生ずることも、念のためにこの規定で明らかにいたしております。

第五条 ですが、会社の総財産に数個の企業担保権が設定された場合

の企業担保権相互の順位は、他の登記

をした権利の場合と同様に、その登記

の前後によることとしております。

第六条 ですが、第二条第一項

の規定によりまして、会社に属しなく

追及力を認めないこととしましたこと

と関連して、会社の個々の財産の上に

なった財産に対しましては、担保権の登記をした後に対抗

はもちろん、その登記をした後に対抗

要件を備えたものであります。す

べて企業担保権者に対抗することができる

ことを明らかにいたしたものであります。

第七条 ですが、本条は、他の

担保権と企業担保権との順位を明らか

にしたものであります。一般的の先取

特権は企業担保権に優先し、それから

会社の個々の財産の上に存する特別の

先取特権、質権または低当権は、当該

財産につきまして企業担保権に優先す

ることをいたしております。

第八条 ですが、これは会社の合併の場合に関する規定であります。

第五条 ですが、合併をして消滅します場合には、

その企業担保権は消滅することなく、

つきましては政令でこれを定めることにいたしました。企業担保権の一般承

継による移転、混同または被担保債権

の消滅による変更、消滅は登記をしな

くてもその効力が生ずることも、念のため

ためにこの規定で明らかにいたしてお

ります。

第九条 ですが、会社の合併の場合は、

企業担保権の申立てに基いてなされ

ることを明らかにいたしております。

第十条 ですが、合併をして設立され

た企業は、その登記をしたところの会社、

これは新設合併の場合であります

が、合併をして設立された企業は、

これが吸収合併の場合であります。それからまた、合併によって設立され

る会社、これは新設合併の場合であります

が、その会社の総財産について、

引き続き効力を有することを明らかに

いたしました。それからまた、合併し

ようとする会社の双方が企業担保権を

設定してありますときは、合併後の企

業の総財産にそれぞれ効力を有する企

業担保権相互の順位の混乱を防ぎます

ために、その順位に関する企業担保権

者間のあらかじめの協定がなければ合

併をすることができないものといいま

すとところの公告は、別段の定めがない

限り、官報及び裁判所が具体的な案件に

次は第十二条ですが、企業担

保権の実行手続において必要とされま

すとところの公告は、別段の定めがない

限り、官報及び裁判所が具体的な案件に

同趣旨の規定でござります。

次は第十三条ですが、企業担

保権の実行手続において必要とされま

すとところの公告は、別段の定めがない

限り、官報及び裁判所が具体的な案件に

同趣旨の規定でござります。

次は第十四条ですが、企業担

保権の実行手続において必要とされま

すとところの公告は、別段の定めがない

限り、官報及び裁判所が具体的な案件に

同趣旨の規定でござります。

次は第十五条ですが、この企

業担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第十六条ですが、これは

企業担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第二十二条ですが、企業

担保権の実行手続が開始されました場

合に、取引の安定をはかるために会社

の債権を保全し、その債務者を保護す

るために、会社の債権が差し押さえられ

た旨を管財人がその債務者に通知すべ

きことを規定したのであります。

次は第二十七条ですが、実行手続の開始決定

するためには、その効力が生ずることも、念のためにこの規定で明らかにいたしてお

ります。

第五条 ですが、会社の合併の場合は、

企業担保権の申立てに基いてなされ

ることを明らかにいたしております。

第六条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

必ずすることができることを規定いた

しました。その裁判は決定の形式でな

くありますので、強制執行編中の所要の規定を準用

することとなります。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第七条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

必ずすることができることを規定いた

しました。その裁判は決定の形式でな

くあります。

第八条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第九条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第十条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第十一条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第十二条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第十三条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第十四条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第十五条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第十六条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第十七条 ですが、企業担保権の実行手続

における裁判は、簡易迅速になされる

必要がありますので、口頭弁論を開か

れることはできません。この規定は、

強制執行編中の所要の規定を準用

することになります。

第十八条 ですが、この実行手続の細則

と同趣旨の規定でござります。

次は第二十三条ですが、企業担

保権の実行手続において必要とされま

すとところの公告は、別段の定めがない

限り、官報及び裁判所が具体的な案件に

同趣旨の規定でござります。

次は第十四条ですが、企業担

保権の実行手続において必要とされま

すとところの公告は、別段の定めがない

限り、官報及び裁判所が具体的な案件に

同趣旨の規定でござります。

次は第十五条ですが、この企

業担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第十六条ですが、これは

企業担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第二十二条ですが、企業

担保権の実行手続が開始されました場

合に、取引の安定をはかるために会社

の債権を保全し、その債務者を保護す

るために、会社の債権が差し押さえられ

た旨を管財人がその債務者に通知すべ

きことを規定したのであります。

次は第二十七条ですが、実行手続に

関する規定でござります。

次は第二十八条ですが、企業

担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第二十九条ですが、企業

担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第三十条ですが、企業

担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第三十一条ですが、企業

担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第三十二条ですが、企業

担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第三十三条ですが、企業

担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第三十四条ですが、企業

担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第三十五条ですが、企業

担保権の実行で重大な役割をいたし

ますところの管財人の職務の公正を保

障するため、管財人に会社の財産の

報告義務を課したのであります。

次は第三十六条ですが、企業

担保権の実行で重大な役割をいたし</p

による会社の財産の差し押さえの対抗要件を規定いたしますとともに、対抗要件が備わった後に、第三者が留置権のようない法律行為によらない権利を取得しても、その取得の効力を実行手続においては主張することができないといふことにいたしたのであります。

次は第二十八条であります。会社の総財産の換価を円滑に行いますために、会社の個々の財産に対してすでにされている強制執行などの処分を失効せしめることを規定いたしておらず、破産法第七十条も同様の規定であります。なお、強制執行などをしている債権者は、企業担保権の実行手続において配当を受けることとなるのであります。

それから本条の規定から、解釈上実行手続の開始後におきましては、会社の個々の財産に対する強制執行などの処分をすることができないこととなるわけであります。

次は第二十九条であります。これは民事訴訟法第六百四十五条第一項及び第二項を準用いたしまして、二重の企業担保権の実行手続を許さないことをいたしました。後に実行の申し立てをした者につきましては、記録添付の方法により配当要求の効力を生ずることにし、さらに、先の申し立てが開始決定の取り消しまたは申し立ての取り下げにより失効したときは、実行手続を生ずるということにいたしたのであります。

次は三十条以下は、会社の総財産の管理に関する規定でございます。

第三十条は、会社の総財産を管理し、換価いたしますところの管財人

につきまして、その選任方法及び管財人となり得者の範囲を規定いたしました。

次は第三十一条であります。これは管財人の解任の手続に関する規定であります。

第三十二条は、実行手続の円滑をはかりますために、管財人に、会社の総財産の管理権限を与えますとともに、また、価格の比較的明らかな商品及び有価証券につきましては、売却権及び債権につきましては、直接取立権を認めることにいたしております。

第三十三条であります。管財人の会社の総財産の調査を容易にいたしまして、民事訴訟法や競売法の競売手続に準じて規定を設けております。

第三十四条であります。これは裁判所に会社の総財産の状況を明らかならしめ、かつ、一般閲覧にも供するため、管財人に会社の総財産の状況を明らかにした財産明細表の作成及びその謄本の裁判所への送付義務を規定したものであります。

次は第三十五条であります。この費用及び報酬を規定いたしておきます。

第三十六条は、管財人に關しまして、破産法の所要の規定を準用いたしてあります。管財人の選任を証する書面であるとか、管財人の辞任であるとか、その他関係規定をここで準用いたしております。

次は、差し押さえられたところの

につきまして、その選任方法及び管財人となり得者の範囲を規定いたしました。

次は第三十二条であります。これは管財人の解任の手続に関する規定であります。

第三十二条は、実行手続の円滑を

はかりますために、管財人に、会社の総財産の管理権限を与えますとともに、また、価格の比較的明らかな商品及び有価証券につきましては、売却権及び債権につきましては、直接取立権を認めることにいたしております。

第三十三条であります。管財人の会社の総財産の調査を容易にいたしまして、民事訴訟法や競売法の競売手続に準じて規定を設けております。

第三十四条であります。これは裁判所に会社の総財産の移転の時一括競売の場合の手続規定でございまして、大体不動産に対する競売手続に準じて規定を設けております。

第三十五条であります。管財人の会社の総財産の状況を明らかならしめ、かつ、一般閲覧にも供するため、管財人に会社の総財産の状況を明らかにした財産明細表の作成及びその謄本の裁判所への送付義務を規定いたしておきます。

第三十六条は、管財人の選任を証する書面であるとか、管財人の辞任であるとか、その他関係規定をここで準用いたしてあります。

第三十七条は、差し押さえられたところの

会社の総財産の換価の手続に関する規定であります。

まず、第三十七条は、会社の総財産の換価の方法を規定いたしたものであります。民事訴訟法や競売法の競売手続に準じるところの一括競売と、そのほかになお、企業担保権の特殊性にかんがみまして、任意売却の方法も認めおるのであります。

第三十八条は、一括競売または任意

売却によりまして売却されました記名手続に準ずるところの一括競売と、そのほかになお、企業担保権の特殊性にかんがみまして、任意売却の方法も認めおるのであります。

第三十九条は、一括競売または任意

売却により売却された指名債権の移転

期と会社の営業に関する免許権などの承継を規定いたしております。なお、大体不動産に対する競売手続に準じて規定を設けております。

第四十条は、会社の総財産の換価に

関しまして、民事訴訟法中不動産の強

制競売についての必要な規定を適用い

たしております。会社の財産の売却に

よる会社の総財産及び個々の財産の上

に存する権利の変動關係その他強制執

行編の各種の手続規定がここで準用さ

れておるわけでござります。

第五十一条は、配当手続を裁

判所が実施いたします関係上、管財人

の保管しておりますとこらの換価代金

その他の会社の金銭を裁判所に引き締め、なお、管理費用の計算関係及び任意売却の結果を明らかにする書類を裁

判所に提出すべきことを規定いたした

のであります。

第五十二条は、配当手続が簡易迅速

になれますように、実行手続の費用

を控除しまして、企業担保権者とこれ

に優先する債権者について配当を実施

いたしまして、その後に他の債権者に

ついて配当を実施するということを規定いたしておられます。

第五十三条は、これは特別担保権者の受けるべき配当額について規定をいたしました。

第四十四条は、一括競売または任意

売却によりまして売却されました記名

手続に準ずるところの一括競売と、そのほかになお、企業担保権の特殊性にかんがみまして、任意売却の方法も認めおるのであります。

第五十五条は、配当手続に関しまして、民事訴訟法中不動産の強制競売についての必要な規定を適用いたしておられます。

第五十六条は、配当手続に準用いたしておるわけでござります。

第五十七条は、任意売却の場合に、

第四十五条の規定により売却してはな

どもであるということを規定いたして

おりまます。

第四十六条では、任意売却の場合に、

特別担保権者が優先弁済を受ける

限度が明らかになりますように、特別

担保の目的となつてある財産の売却価額を明確にして、会社財産の売却をす

べきことを規定いたしておられます。

第四十七条は、任意売却の要件であ

りますところの裁判所の許可なしに充

らかにしたのであります。

第五十八条は、実行手続が実行の申

し立ての取り下げまたは実行手続開始

決定の取り消しにより終結いたしまし

た場合に、一般にその旨を周知せしむ

るために公告をいたすべきことを規定いたしておられます。

あるということを明らかにいたしておるのであります。

第四十八条は、一括競売または任意

売却によりまして売却されました記名

手続につきまして、競落人また

は買受人の保護のために、その名義書

第五十九条は、実行手続が実行の申請に立ての取り下げまたは実行手続開始決定の取り消しによって終結いたします。した場合、及び第五十七条第二項の規定によって差し押えが消滅した場合の必要となつた実行手続の開始の登記または登録等の抹消手続を規定いたしております。

それから、第六十条から第六十二条规定までは、これは破産法あるいは会社更生法などと同じ趣旨の規定でございまして、管財人などの収賄、あるいはは管財人に対する贈賄、これが第六十一条とか第六十二条の規定であります。それから第六十二条は、会社の取締役または監修役の管財人に対する説明義務の違反の罪についての規定であります。これも破産法とか、会社更生法に同趣旨の規定があるわけでありま

それから、この法律の施行期日を附則の第一項で本年の七月一日からと定めております。

第二項に記載ましては、この企業担保権は、株式会社の総財産の担保に関するのが原則でございますが、日本開発銀行のいわゆる世銀借款、国際復興開発銀行からの借款による株式会社への貸付金につきましては、この開発銀行の特殊性及びこの貸付金の特殊性にかんがみまして、企業担保権によつてこれを担保することができるという例外を設けておるのであります。

第三項は、このようにして開発銀行からの貸付金について企業担保権の設定をしておるとところの会社は、有限会社への組織変更についての制限を受けます。

第四項以下第十七項までは、この企業担保権の創設に伴いまして、担保付社債信託法その他関係の法律に所要の整備をする意味の改正を加えた次第であります。

以上が、非常に簡単にございましたけれども、逐条に亘する説明でござります。

○委員長(青山正一君) 本件に関する審査は、この程度にとどめます。

○委員長(青山正一君) 次に、証人等の被害についての給付に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(横川信夫君) 証人等の被害についての給付に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近時、各地におきまして、刑事事件、なからずく暴力関係事件の検査または審判に関して、証人、参考人またはその近親者等に対する傷害、暴行等の暴力事犯の発生を見ておりますことは、これら的事犯が、直ちに証人、参考人はもとより、一般国民の刑事司法に対する協力観念に重大な悪影響を及ぼすものであります点にかんがみますとき、刑事司法の目的達成上まことに軽視し得ないと言わなければなりません。

もとより、これが対策をいたしましては、まず、この種暴力事犯の防止並びに検査取締りに万全が期せられるべきことは言うまでもないところであつて、この点につきましては、近く提案を予定いたしております暴力事犯取締等のための刑法並びに刑事訴訟

○委員長(青山正一君) 本件に関する
本日の審査は、この程度にとどめます。
○委員長(青山正一君) 次に、証人等
の被害についての給付に関する法律案
を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたしま

○政府委員（横川信夫君） 証人等の被害についての給付に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

法の各一部改正法律案における規定を設けることといたしておりまます。が、これらの事犯によりまして証人、参考人等に被害が発生いたしました場合には、國におきまして、その被害を回復せしめる施策が講じられなければならぬと存ずるのであります。

この法律案は、この要請に応ずるものといたしまして、刑事案件の証人、参考人またはその近親者が証人または参考人の供述または出頭に関しまして、その身体または生命に害を加えられた場合に、國において療養その他給付を行うことといたしまして、他の給付を行ふことといたしまして、保し、もつて、刑事司法の十全な機能を証人または参考人の供述及び出頭を確保するに資せんとするものであります。

以下、この法律案の要点につき御説明申し上げます。

一、この法律案による給付は、裁判官または捜査機関に対し供述をし、または供述の目的で出頭し、もしくは出頭しようとしたことによりまして、その証人、参考人またはこれら者の配偶者、直系血族もしくは同居の親族が、その身体または生命に害を加えられましたときには、その被害者に対して行うことといたしております。

もつとも、この場合に、証人等と加害者との間に親族関係がありますとき等所定の事由がありますときは、給付の全部または一部をしないことができるものといたしております。

二、この法律案による給付の種類は、負傷または疾病の場合に行う療養給付、障害給付、打切給付または休業給付と、死亡の場合に行う遺族給付と

三、この法律案による給付と、他の法令の規定による給付との関係、損害賠償との関係等の細目的な事項につきましても、おおむね前記警察官に協力援助した者に対する災害給付に関する法律と同様、合理的な調整をはかる等所要の規定を設けております。

四、この法律案による給付を受ける権利の裁定その他の給付に関する権限は、法務大臣が行うものと定めておますが、法務大臣は、この権限を所部の職員に委任することができるなどいたしております。

以上が証人等の被害についての給付に関する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

○委員長(青山正一君) 本件に関する逐条説明は後日にお願いすることにいたしまして、本日の審査は、この程度にとどめます。

○委員長(青山正一君) 次に、壳春防正法の一部を改正する法律案についてお伺いしたいと存じます。

○櫻橋小虎君 壳春防正法の一部を改正する法律案についてお伺いしたいと存じます。

この壳春防止法には、第五条の罪を犯して刑の執行を猶予された満二十才

以上の女子は補導処分に付することになります。できるということに相なつておりますが、補導処分といふのはどういうことでもありますか。それからまた、補導処罰であるのか、教育であるのか、それとも治療といふことになるのか、この本質についてお伺いいたしたいと思います。

○説明員(横井大三君)　お尋ねの補導処分の意義と本質でござりますが、御案内の通り、刑法改正仮案には、刑のほかに保安処分といふのが規定してござります。刑といふのは、過去の道義的責任を追及する性質を持つております。本質的にその内容として、道義的责任の追及といふものを持っておるのに対しまして、保安処分と申しますと、そういう意味を持ちませんで、その人の性格の矯正、将来にわたる教育というようなことを念頭にいたしておりますのでございまして、刑とは性質が異なるのでござります。今御質問のお言葉にございましたが、いわゆる教育的な性質を持つのが保安処分、その一種としてこの補導処分といふのが今回規定されたのでござります。現行法にございます少年の保護処分、これは刑ではなくございませんで、教育目的といったままで保安処分になつております。今回は成人につきまして、しかもも収容を伴う保安処分というものを新しく認めたというところに、この補導処分の意義があるわけでござります。現在刑法にございます保護観察といふのがあります、執行猶予中に保護観察に付するということになつておりますが、この執行猶予期間中の保護観察といふのは、身柄は拘束いたしませ

ん。しかし、身柄を拘束するかしない
かの違いはござりますが、いわば一種
の保安処分と、こちらのこなろうかと存

○棚橋小虎君 本法案の第十七条によりますと、補導処分は刑に処せられた場合に限つてすることができるということになつておるのであります。しかし、うしますといふと、これは刑の言い渡しがなければ補導処分に付することが

できないということになつて、すなはち、刑の執行にかえて補導処分に付するという形をとつておると思ひのであります。この考え方別に、刑そのものにかえて補導処分をする、つまり刑の言い渡しをして、それを執行する場合に執行をしないで、補導処分に付するということのかわりに、刑の言い渡

しをしないで、初めから補導処分に付するといふことと、一つの構想として考えられると思うのであります。が、そういう場合には、現在の刑罰体系との関連はどういうことになるか、御意見を伺いたいと思います。

○説明員(横井大三君) 形にかえて補導処分をするか、あるいは本案のようないくつもあらん理論的には考へら
な執行猶予の宣告に際しまして、同時に補導処分の言い渡しをするかといふことにつきましては、前々から議論をして参つた点でございます。本法案では、刑にかけて補導処分にいたすといふ建前をとりませんで、刑の執行猶予に付加して補導処分の言い渡しをするという建前をとつたわけでございます。ただいま御質問のような、刑にかえて、言葉は適当ではございませんが、要するに、刑の言い渡しをしないで、補導処分だけの言い渡しをすると建前もあらん理論的には考へら

れるのでございまして、補導処分の本質から言いますと、あるいはその方が適当ではないかと思ひます。しかしな

がら、補導処分、つまり保安処分につきましては、学問上非常な議論がございまして、刑法の二大学派の対立と申されます主觀説、客觀説あるいは教育刑論と応報刑論の争いの一番焦点になりますのは、実は刑と保安処分という関係でございます。昔は応報的な刑ば

かりがあつたのでございますが、だんだん世の中が進むにつれまして、それは本来、刑としての効果を上げ得ない、そこで補導処分的なもの、保育院的的なものなどだと取り入れてきておるというのが現在の刑法における傾向でございます。われわれとしても、できれば補導処分といふ

ものを一つ確立いたしまして、そしてそれを言い渡す、刑とは関係なしにやるということも考えてみたのでござります。しかしながら、現在の刑法及び刑事訴訟法の体系は刑を中心として考えておられます。従いまして、

刑法の中に親しく一つの処分として、刑と離れた保安処分たる補導処分といふものを取り入れることにいたします。というと、先ほども申し上げましたように、仮案にもかなりたくさんの中文を置いておりますように、刑の執行の前後関係あるいはどの程度までに至つたら収容するかといったような点までいろいろ考えた上で規定を置かなければならぬわけございます。さらに、訴訟手続においては、刑罰の適用実現を目的とするのが刑事訴訟法の手続でございます。第一条にも「刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」こう書いてござ

います。従いまして、刑にあらざる处分を目的とする、そういうものは実は現在の附帯では考えておらないわナで

ございます。従いまして、この点につきましても、刑訴全体について検討を加えなければならない。たとえに例を申し上げますといふと、不利益変更禁止の規定がございまして、被告人が上訴いたしました場合に、上訴審では被告人に不利益に刑を変更をしてはならぬ

いといふことになつております。一体強立に補導処分を認めました場合に、刑との輕重はどう考えるか、もしこれを刑事手続でいたしますならば、その点の解決も必要でございます。さらにもう一つ、公訴理由として刑の量定の不当といふのがござります。しかし、保安處

訴訟法ではございません。それで、その辺のところも改正しなければならない。つまり全体をいたしまして、現在の刑事訴訟法が刑罰を目的としてその適用の迅速、的確をはかるための規定を設けておるというところから、かな

いろいろの問題を含んでおります。こういうような技術的な面のほか、さらに仮案にもございますように、補導処分といいたしまして矯正処分、労作処分、監護処分等の処分が規定しているございまして、そうしてたとえば、労働嫌忌者に対しては労作処分、めでていの激しい中毒性の酒癖を持つてゐる者、こういう者につきましては医療処分といったようなことが考えられております。現在の犯罪全体を考えまして、そういうものもあわせて保安処分として同時に考え、統一的な保安処分を考えるというのが適当ではないか、というような点も考慮いたしまして、

さしあたりこの法案におきましては、
人へん微温的でございまして、満足す
べき案ではないかもしませんが、現

任としては、この程度をもつて充足いたしまして、そうして徐々にこの実施の状況を見まして、あわせて現在考え方られております刑法全般の改正問題とともに、もとにからみ合せまして、より完全な法案にいたして参りたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

委員長（青山正一君）ちょっとと御参考までに申し上げたいと思いますが、本日御出席の政府委員は、横川法務政務次官のほかに、渡部矯正局長、横井刑事局総務課長、岩松矯正局検事、高橋矯正局総務課長、それから最高裁から瀧淵家庭局長、同じく最高裁の正田刑事局第課長、こういう方々がお見

し上げておきます。

者に対して、社会復帰のできる更生処分の対象になりますからして、そういう見込みのある者についてなされることは、これが建前で、初めからしてこのことが出来ないといふことは、この補導処分に付しても、とうてい更生困難と認められるというような者は、この処分の対象とすべき者ではない。まあ、そうすることが本筋ではないと考へられるのでありますから、その点はどうですか。

らく中にはあらうかと思ひます。そういう者につきましては、刑罰法規に触れてゐる以上、刑罰を行うと、どうふぢ

にならざるを得ないかと思います。しかし、多くの先春婦につきまして、それほど悪質なものが多はくなからずとも思ひます。大体の者は補導分娩を行ふことによりまして、少くとも従来のやせだらな生活をやめまして、きちんととした生活のやり方を体得するといふよ

うなためには、この六ヶ月の期間を十分に活用すれば、相当の効果を上げ得るというふうに考えておりまして、刑罰の均衡をも考慮ました上で六ヶ月といふ期間にいたしましたのでござります。
○棚橋小虎君 そうしますというと、この裁判所が実効のある補導処分を徹底しようとするためには、あらかじめ

完春婦の常習性とかあるいは性格、病氣の有無、その他環境等を詳細に調べておく必要があると思うのであります。が、現在の地方裁判所や簡易裁判所の機能では、とうてい十分な完春婦についての医学的また心理的、社会的な調

査をするということは期待できないと思ふのであります。そこで、こういう対象になりまする元春婦の社会的的な環境とか、心理学的な、あるいは医学的な検査をいたしまして、そして補導処分にするかどうかということをきめることは、この補導処分が保安処分であるの御見解を伺いたいと思います。

る性質からいいまして適當であらうかと思います。しかしながら、保安処分に付する手続を刑事手続に乗せまして進めて参りますには、現在の刑事手続が事実の認定、つまり犯罪事実の認定と刑の量定とを分離いたしませんで、法廷に現われた各般の資料を総合いたしまして、事実を認定し、さらに現在非常に広範になつてあります刑の量定をいたすのでございます。で、たとえば保護観察に付するのが適當かどうかというようなことも、現在法廷に現われました資料に基きまして、当事者の十分論議の対象になりましした資料に基づきまして、刑の量定をいたすわけでござります。今回の補導処分は、なるほど、従来ございます保護観察のとき身体拘束を伴わないものと違いまして、身体の拘束をいたすわけでござりますから、より慎重な量刑——刑と申し上げて語弊がございますが、この状況の拘束を伴ないものと必要といたすのでございます。そのためにははどうしても、確かに現在家庭裁判所に裁判所に設けるといふことを必要といたしますが、現在の裁判所の調査官は刑事手続の面で活動していただけるような形にするには、現在の刑事手続につきまして相当程度の検討を加えまして、そして少くとも、たとえば量刑事情につきましては、事実認定と差を設けまして、そうして自由な資料で裁判所が自由に判断できるといつたようなところまでいろいろ配慮を加えませんと、十全の活動ができにくくなる、十分な活動ができにくくなるといふようなこともいろいろ考え方まし

て、それに一方、補導処分の期間は六ヵ月でございます。この社会学的、心理學的、いろいろな調査をいたしますが、基礎のそういう調査をいたしますと、かなりの期間そのため日数がかかるのではないかろうか、それらをいろいろ考えました結果、さしあたり、できるだけの量刑事情の資料を、捜査をいたしました過程に現われましたいろいろな材料から拾いまして、そして検察官側におきまして裁判所の判断の資料に供するといふことの努力をいたしましたことによりまして、この法案をさしあたり発足させたい。しかしながら、運用の実績にかんがみまして、それでは十分でない、もとと根本的に考え直して調査官制度を設けよということになります。この法案の十全を期したいと、こういふに考えておりますが、さしあたり月四日から発足いたしますが、現行法に乗せまして、そしてその範囲内でできるだけ努力をして参りましたのでござりますが、現在の裁判所のいというのがわれわれの考え方でござります。

○櫛橋小虎君 最高裁の方おられます
が、その点について最高裁の家庭局長にお伺いしたいのですが。
○最高裁判所長官代理者(武淵鉄夫君)
ただいま御質問の児童の補導処分のことにつきまして、横井総務課長から、現行法に乗せまして、そしてその範囲内でできるだけ努力をして参りましたのでござりますが、現在の裁判所のいというのがわれわれの考え方でござります。

ただいま御質問の児童の補導処分のことにつきましては、横井総務課長から、現行法に乗せまして、そしてその範囲内でできるだけ努力をして参りましたのでござりますが、現在の裁判所のいというのがわれわれの考え方でござります。

いか、地方裁判所の裁判官の方々が大へんお困りになるんじゃないかな。どういう人を補導院に送ればいい、どうい統におきましても、調査官制度を導入が、基礎のそういう調査をいたしますが、基礎のそういう調査をいたしますと、かなりの期間そのため日数がかかるのではないか、それらをいろいろ考えました結果、さしあたり、できるだけの量刑事情の資料を、捜査をいたしました過程に現われましたいろいろな材料から拾いまして、そして検察官側におきまして裁判所の判断の資料に供するといふことの努力をいたしましたことによりまして、この法案をさしあたり発足させたい。しかしながら、運用の実績にかんがみまして、それでは十分でない、もとと根本的に考え直して調査官制度を設けよといふことになります。この法案の十全を期したいと、こういふに考えておりますが、さしあたり月四日から発足いたしますが、現行法に乗せまして、そしてその範囲内でできるだけ努力をして参りましたのでござりますが、現在の裁判所のいというのがわれわれの考え方でござります。

いか、地方裁判所の裁判官の方々が大へんお困りになるんじゃないかな。どういう人を補導院に送ればいい、どうい統におきましても、調査官制度を導入が、基礎のそういう調査をいたしますが、基礎のそういう調査をいたしますと、かなりの期間そのため日数がかかるのではないか、それらをいろいろ考えました結果、さしあたり、できるだけの量刑事情の資料を、捜査をいたしました過程に現われましたいろいろな材料から拾いまして、そして検察官側におきまして裁判所の判断の資料に供するといふことの努力をいたしましたことによりまして、この法案をさしあたり発足させたい。しかしながら、運用の実績にかんがみまして、それでは十分でない、もとと根本的に考え直して調査官制度を設けよといふことになります。この法案の十全を期したいと、こういふに考えておりますが、さしあたり月四日から発足いたしますが、現行法に乗せまして、そしてその範囲内でできるだけ努力をして参りましたのでござりますが、現在の裁判所のいというのがわれわれの考え方でござります。

ただいま御質問の児童の補導処分のことにつきましては、横井総務課長から、現行法に乗せまして、そしてその範囲内でできるだけ努力をして参りましたのでござりますが、現在の裁判所のいというのがわれわれの考え方でござります。

いか、地方裁判所の裁判官の方々が大へんお困りになるんじゃないかな。どういう人を補導院に送ればいい、どうい統におきましても、調査官制度を導入が、基礎のそういう調査をいたしますが、基礎のそういう調査をいたしますと、かなりの期間そのため日数がかかるのではないか、それらをいろいろ考えました結果、さしあたり、できるだけの量刑事情の資料を、捜査をいたしました過程に現われましたいろいろな材料から拾いまして、そして検察官側におきまして裁判所の判断の資料に供するといふことの努力をいたしましたことによりまして、この法案をさしあたり発足させたい。しかしながら、運用の実績にかんがみまして、それでは十分でない、もとと根本的に考え直して調査官制度を設けよといふことになります。この法案の十全を期したいと、こういふに考えておりますが、さしあたり月四日から発足いたしますが、現行法に乗せまして、そしてその範囲内でできるだけ努力をして参りましたのでござりますが、現在の裁判所のいというのがわれわれの考え方でござります。

いま最高裁判所といたしましては、そのように考えておる次第でござります。

○委員長(青山正一君) 刑事局の横井
総務課長がお答えいたします。

○鶴林小川君 それではちよとお伺
いしますが、検察官の方は、これにつ
いて身上調査室というようなものを設
けて、そうしてこの起訴前の調査に万

おられます。が、その身上調査では、前に申したような元春婦の心身両面にわたる調査、それから環境の調査等も全部するのであるかどうかといふと、それからまた、そういう調査をするには、全国的にそういう調査室を設ける

ば、その調査機関の体制、機構などについてお伺いしたいと思ひます。

そして売春婦につきまして、現行法で
すから、起訴、不起訴をきめる。この
場合に、検察官の判断の材料になるよ
うなものを得ておるわけでございま
す。ただそれに伴いまして、同時に売
春婦の身の振り方をきめる、たとえば
起訴いたしません者につきましては、
それぞれの保護機関の方へ参るようにな
いたしまして、できるだけその売春婦
に即した処分をするように考えておる
のでございまして、それがこの身上調
査室でございます。で、われわれとい
たしましては、できるだけこの制度を
活用いたしたい、こう思いまして、こ
のたび予算請求につきましても全国か

三十三年度の予算において約十四カ所
せん点にも原因したと思ひます
すが、われわれの努力が十分であります
いうことで努力いたしたのでございま
なり多數の検察厅にこれを設けたいと

これを設置するだけの予算をいたたいたわけでござります。で、われわれとしましては、これをさらに押し広めまして、全国の検察庁に設けたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

なお、この調査室では何をするか、
こうしたことなどござりますが、ただいま
ま御質問にありましたような心理学的
な調査といったようなことは、おそらく
く現在の状態ではあるいは不可能かと
思いますが、おいおいそういう点も整
備して参りたい、こういうふうに考え

であります。たとえば 東京地検におきましては、医者に常時いてもらいまして、そして診断をするといふようなことも考えておる次第でございまして、先ほど家庭裁判所の方から申され

非常に優秀な方ばかりでございまして、われわれとしても日ごろ敬意を表しておるわけでございますが、とてもそこまでにはいかないかもしません。しかしながら、この範囲内におきましてできるだけ努力いたしまして、そうしてこの法の施行の万全を期したいというのが私どもの考え方でござります。もちろん抜本的に申し上げますと、先ほど裁判所の方からも申されましたように、あるいは調査官制度というものを設ける。しかも手続もいろいろそれにマッチするようになっていく。そういうようなことが正しいかも存じませんが、現在のわれわれの許された範

閉内における努力といたしましてはこの程度のことをやりまして、そうしてこの法の全面施行を迎えたい、こういうふうに考えておる次第でございま

○宮城タマヨ君 第一番に私伺いたいのは、補導院という名前でございます

がすでに矯正院法があり、それからまた、法律の上から言いますと、保安処分、保安というような言葉も出ておりますのに、特に補導という言葉をお

○政府委員(濱部善信君) 婦人補導院
使いになりましたのはどういうわけですか。
どう。何かそこに内容的に違つたもの
があればどうぞおつしやつていただ
きたい。

した名称でございます。実は婦人補導院と申します名前も少しかた過ぎるのをございまして、何とかもつとやわらかい感じの名前をつけたいと思うのでございますが、いわゆる保安処分である

が実は見出しかねて、やむを得ず、現在婦人補導院という名称で表向きは発せざるを得ない状況でござります。しかしながら、われわれといたしましては、呼称はもっと変ったやわらかいものを持たしたいと思っております。従いまして、まあ本名が婦人補導院というのと、もう一つ呼び名をつけたいと思つております。

○宮城タマヨ君 それは施設の名前なんかはござりますね。それは少年院にしても青葉だとか愛光だとかいろいろございます。でござりますが、この法律の名前自体がわざわざ婦人矯正院法と言つてもいいはずなのを、それを補

導院とお変えになつたというのは、一
体内容が何か變つておるからかといふ
ことを伺いたいのです。その個々の施
設の名前は何とでもどうぞ。それは私

○政府委員(渡部善信君) 婦人矯正院
でもいいわけどうぞさいますが、ちょっとと
は問題にしません。

矯正院と申しますとかたい感じを受けますので、補導を中心として行うものだという保護の精神を加味いたしまして、実は補導院と名前をつけたわけで

○宮城タマヨ君 それでは、内容が現在ある少年院等よりも非常に、何といいますか、ゆるやかといいますか、まあ刑務所などとは織の速いといふよくな意味合いを現わしたいのですが、いまね。そう了解してよろしくうなさい

○政府委員(渡部善信君) その通りで
あります。

○説明員(横井大三君) 男女平等とい
う御趣旨、あるいは私の理解が足らない
かも知れませんが、補導処分に付する
のは女子だけどころまして、五条違
反の中には男子もござります
し、女子もございます。しかし、補導
処分というのも保護処分の内容等か
らいましまして、それに適するものは女
子であろう。そういう意味で、補導処
分に付しますのは女子だけどころま
して、男子はございません。

○宮城タマヨ君 その場合に男子の手
当はどうなさいますか。これは女だけ
が引っかかるのじゃないのでございま
しょう、五条違反は、男も同等に引っ

かかるのだから、その男はどうなさいますか。

の内容は、今回充電防止法一部改正法の第一条の改正の部分に「女子に対する補導処分及び」という言葉を加えてございます。これは性格、

環境に照らして更生をはからせるために補導処分をするのだ、こういうことになります。そうしますと、それに適するのは女子でございまして、男子の方はこれは普通の手続で参ります。従いまして、実刑相当であれば実刑で参りますし、執行猶予相当であれば執行猶予、長期間をもつらしく見合せます。

子に対しましては、これは刑事手続に具體的に詳細な基準は、実は法律の中にないわけあります。これは現在の刑事訴訟法は、刑の量定の基準につきましてほとんど規定を置いてございません。これは刑事訴訟法の欠陥であるとも言われております。今度の刑法改正の際にもその点が問題になっております。非常に大幅な量刑範囲をきめておきまして、そのうちどれをどういうふうに選ぶかといふ基準はなくて、大体現在裁判所の裁量にまかされておるというのが実情でございます。従いまして、たとえば補導処分の方法を別にいたしましても、実刑を課するか、執行猶予に関するかということにつきましては、刑法で「情状特ニ懲諭可キモノ」というような抽象的な言葉しかございません。あとは裁判所の裁量に執行猶予に関するかということにつきましては、執行猶予いたします中で、保護観察に付する執行猶予と、そうでない執行猶予とございませんが、この部分につきまして、実は基準がないわけでござります。さらに罰金にいたしますか、体刑にいたしますか、これは各種の法律に選択刑としてだけ詳細な基準を設けるということは実は困難でございます。そこで第一条件の改正は、おのずから補導処分といふものの性質を現わして参りまして、

性格、環境に照らしまして適当だとして、五条違反の者の中から補導処分にするということを抽象的に現わすことによりまして、あと具体的にいろいろわれわれが材料を出してしまって、それから裁判所の方もお調べをなさると思いますが、そこに現われました材料によりまして、これは六ヶ月の矯正をすれば更生してもらえる、それに適当なものであるということを判断なさいました場合に、補導処分になさると、どうよくなことになるかと思います。しかしながら、全般として刑の量定というものについて何らかの基準を設けようということは、われわれとしても十分考えなければならない問題であり、現に考え方がある問題でござります。

連れておるお母さんをわざわざ施設の中におぶち込まなければならぬというのでは、一体私は当局の考え方がわからないのです。そろまでしなければならぬのか。どうぼうと違いますから、これでも少し私は人間らしい立場に立つてこの問題を解決——立法措置をなさるについても、していただかなければならぬことだ。この処分を見まして、私が大へん不服なんです。その点いかがでしょうか、一体。

○委員長(青山正一君)　ただいま法務大臣と、それから最高裁の江里口刑事局長もお見えになつております。

○説明員(横井大三君)　確かに御指摘のように、売春婦、つまりこの五条違反の線といふものを犯します賣春婦といふものは、普通の犯罪人と違うということはわれわれも十分考えております。ただ御承知の通り、常習元春婦を罰するとか、売春行為を罰するということにいたしませんで、道路における勧誘とか、そういうものを罰する形にいたしております。そこに一つ私は問題があろうかと思います。これは実定法それ自体の問題だらうと思います。しかしながら、ことに違反者として上つて参りますのは、多くの場合常習売春婦である。そういうものにつきましては、普通の窃盜と違うようなら扱いにせよといふことは確かに御指摘の通りであります。われわれとしても、実際にはどういう場合に起訴し、どういう場合に起訴しないか、起訴、不起訴といふことは、保安処分にするかどうかとの矯正でなく、保護更生していくだけ

のが一番ありがたいのですから、少しでもそういう様子の見える方、そろそろ方々につきましては、われわれとしては起訴をいたしませんで、そうして更生の道をたどっていただきたい。これには行政官庁がいろいろ設備を設けまして、そうしてそれを引き取つてこそ、更生をはかつて下さるということを、実はわれわれからもお願ひしたいわけでございまして、われわれのこの事件を扱います検察官といたしましては、おそらくだれもがそういう考え方を持つておると思います。つまり、できましただけ少しでも理由があれば、この行政上の措置によって、刑務所はもちろらんのこと、補導院すら入らない、そろそろで任意の方法によつて更生していただかたい。それに沿うように検察官と一緒に各府で会議を開きまして、そろそろえておりますから、具体的にどうするかということにつきましては、この二月に各府で会議を開きまして、そろそろいろいろ検討いたしておりますので、その結果を今までとめておりますが、基本的な考え方方は、ただいま私が申し上げたような線になつております。

○説明員(横井大三君) その見通しが非常にむずかしくて、これはわれわれも苦労しておるのでございますが、大きづばに申し上げまして、実刑を課するといらものはほとんどないのじやないかというふうに考えております。で、できればそれ以前の段階において處理したい。そこには検察官が起訴しないということによる処理がござります。起訴いたしましても、たとえは強制力による収容を伴う補導処分をいたしませんで、保護監察等によりまして処理する、それもどうも工合が悪い、で現在の法律では実刑をやむを得ないというものを、しかし、この新しい制度ができますといふと、改革も可能であろうといふものにつきましては、補導処分をいたすといふところで大体とまりまして、それ以上実刑を課すものはおそらくよりようたるものじやないかといふふうに見通しをいたしておりますが、これは実際やつてみませんとなかなかわかりませんですが、その実際に現われました結果によりまして、またいろいろ方針を考えたいと思いますが、現在の見通しはそんなようなな見通しでございます。

に入れる六ヶ月というのは何をねらつていらっしゃるのですか。この書いたものを見ますといふと、生活指導だとか、職業補導だとか、医療の手当だとかいう三つに非常に重大なことが取り上げておりますけれども、生活指導一つについて言いましても、一ヶ月六ヶ月の人たちの生活指導をどううことで、しようと一体思つていらっしゃりませんか。どういうプランがございましょうか、それが聞きたいのです。

○政府委員(渡部善信君) 慎せのことく、まことにむずかしいことござります。われわれといひしましても、最もこの期間の間に効果のあるよろな最良の方策を考えていきたいといふことを考えております。実はこの保安処分であるこの補導というものは、刑とはわれわれは違うといふ考え方であります。しかし、これが身柄を拘束してやる強制処分なのであります。そこが厚生省でおやりになります任意の保護の処分というものと違うところでござります。さようにこの身柄を拘束するつまり自分で更生の意欲がいまだ起つてこない人たちに対する処分が、この補導処分だと私は考えております。従いまして、さように身柄を拘束いたしまして、初めてのうちはこれは強制します。さように身柄を拘束いたしまして、そうして気持を落ちつかしてそろしてさらに新しく一つ踏み出していく決心を起さしていくというものがわれわれのねらいでございます。従いまして、補導処分といふものは刑とは違いまするが、そこに身柄を拘束するといふ立場からいたしますと、非常に厳しいものであるわけでござります。こういうところからこの刑の六ヶ月といふもの、これはもちろん刑でございま

すから身柄を拘束いたします。強制します。そのものと、外的見まします。自由を拘束するという立場からいたしまますとやや似た形態に相成つておるわけでございます。そこで、刑罰といふものの六ヶ月と、身柄を拘束するそういう処分との權衡といふものをやはり考えざるを得ない。社会的な觀念からいたしまして考えざるを得ない。そういふふうな程度の權衡からいたしまして、やむを得ずこれは六ヶ月にやらざるを得なかつた次第でございます。

○宮城タマヨ君 刑の執行猶予が六ヶ月だから、それを土台に六ヶ月ということはやむを得ぬと今おっしゃつておりますが、この点はどうしてもそうちと、やっぱり刑という氣持に私はならざるを得ないと思う。ということは、そりやりつぱにこの文字に現われておりますけれども、一体人間の生活指導を立て直せるなんていふことはそんな六月や一年でできるはずがないのです。だからほんとうに愛情を持つて、この日本の婦人を、ことに日本の母親になるものを、心根を直そらうとするのだから、もう少し私は愛情を持つて立法なさつてもいいと思うのです。考え方がこれはやっぱり刑にかわるものというような、刑期だけといふことは、それはもう全然ではなくつてよくなことになると、こういふことになる。受ける方からいふと、それは一年半も二年も自由を拘束されると、ることは、それは心得が悪ければえらいことも、それは心得が悪ければえらいことかもしない。しかし、國家の母心をもつてするなら、私はこの法律はまことにおかしいことで、もっとある人のたちに理屈を言わしたら、なぜ私どもは罪人かといふことを言つてきたら私は

困ると思うのです、実質的にですよ。これはこういう立法を作りながら法律に違反するということになるのですけれども、もし私がその女だったら、どういうわけで縛るかということを私言ふかもしません。だから、どこまでかくこういろいろ施設を作ろうといふもまあ立法は立法ですけれども、せつ一体この立法をなさる必要がなかつたかということを私は残念に思つております。そこで、この間もちょっと伺いましたが、その六ヶ月に効果あらしめようとする指導者は、一体男の人でも、りっぱな人ならそれでいいとの間おつしやつたのですけれども、これは男でできると思つておいででしょうか。

○政府委員(渡部善信君) 前回の委員会の際にも、宮城委員より御質問がありましたことございまして、結局、ただいま申し上げますように、われわれ決して六ヶ月で十分だと思っておりません。思つておりますが、現在のこういう制度下におきましては、やむを得ないとこころでございます。まだいろいろ私は、この考え方はずいぶんあると思いますが、現在のこの刑事政策の一環としてのどういう刑事立法下におきまして、早急にかような対策を立てるという、何と申しますか、理想を掲げるよりも、今直ちに実施し得る道をどこに求めていくかといふところにわれわれの悩みがあるわけでございます。今後さらにこの対策は考究をし、さらに進展させていくべきものだと私は考えております。しかしながら、現在のこの段階におきましては、これがせいぜいやむを得ない、ここから出発をしまして、さらに開拓の道を

見出して、いろいろといふうにわれわれは考えておるわけでござります。これは将来の刑事政策の進展、刑法の改正問題その他にもからみまして、さらにこの問題は十分掘り下げて考えていくべき事柄だと思つております。しかしながら、現在のこの刑事政策の面に乗せて、早急に実施する道といふものは、まずここに求めざるを得ないといふように考へておるわけでござりますが、従つて、非常に制約を受けたこれでは制度でござります。そこで、この制約を受けた制度を効果あらしめるのは、私はどこにあるかといったら、これはその制度を扱う人にあるというところは、私は考へざるを得ないと思います。どうしてこれを効果あらしめるかということは、結局のところは、りっぱな人を得るということに求めざるを得ないと思つております。従つて、私いたしましても、宮城委員のお考えのごとく、この人選ということについてはほんとうに頭を悩ましておりまます。そこで現在のこと、御婦人の方でりっぱな方がおいでになるのは私は決していなむわけじゃない、これに越したことはないと思います。ないと思いますが、しかし、この問題はそぞ簡単ににはいかない問題を私ははらんでおると思います。従いまして、婦人でなくちやならないという結論をいまだ私は出しかねるわけでござります。従つて、御婦人でも男性の方でも非常にりっぱな方ならば、私はここでやつていただきたい、かように申さざるを得ないわけであります。その点あしからず御了承のほどをお願いしたいのであります。

されども、せつがね、こういう新しい法律を作つて、新しい施設を作るというような場合に、これは日本は今新しいのですけれども、諸外国ではずっとやつているのです。それはこの間ちょっとと言いましたけれども、売春婦収容施設じゃありません女子少年院におきましても、アメリカのどこに一體男を使っておるのであります。たつた一人使つてゐる馬使い入です。全少年院の六百人の娘が皆そこへ集中してゐる。あれはどうしてもやめさせなければならぬといふときに、私行つたのであります。これは、外国と日本と違うといえば違うのです、これはアメリカだけじゃない、ヨーロッパの方もみんなそうです。ロンドンなんかの大きい收容所に行って見ました。門を守つてゐる者、門番だけは、刑務官のような格好をしておる人は男であります。そこで、その門の中に一步入れば、絶対に婦人であります。この前も局長が、りっぱな人格者であればいいとおつしやつた。そんなことは、まだあの売春婦を御存じないからです。売春婦は、りっぱな人格者でなくともいいのです。男でさえあればいいのです。その男を見せちやいけないので、血が沸きますから。(笑聲) それは、あの人たちはかわいそうなんですね。ほんとうに笑い事じやない。そうなんですよ。それだからこの立法をするのには、ちょっと法務省の方は甘いと思うのです。法務大臣いかがですか。ちょっと甘いですよ。

たように、男性あるいは女性と限らずに、適当な人があればということで進んでおりますけれども、今のようなお考えもまた一つの考え方でございます。それとまた反対の意見のものもあるようでありまして、なかなかそれをきめかねておるところでござります。もう少し研究させていただきたいと思ひます。

○宮城タマヨ君
中でしたら、大

子がいいのですから、それはまた人間のそれこそ根本をなすものですから、男に配するに女、これはもうほんとうに神様がおきめになつておることで、りっぱなことなんです。だけれども、特別にこれらの人たちに男を見せちやいけないということをどうぞわかつて下さい。それはかわいそですよ。逃走を企てる一つの刺激になりますからね。これは十分に外国の例なんかも、残念ながら古い歴史を持つております。この外国のこの種類の研究を一つさして下さいませんか。そして迫つておりますけれども、おきめ廟つて、私は絶対に内部に男を入れていただきや困る。取締りがつかない。そこでその点はいいのですが、大臣がいらっしゃるからちょっとお聞きいたしますが、一體子供を持つておるお母さんでもそこに縛つておかなければいかぬというお考えはどこにあるのですか。そこまでしなければなりませんか。

務所にすらまちあひつぱられて行かないわけではありません。ですからして、いわんや補導院は、処罰というよりは保護更生といふことが中心でござりますから、刑務所よりもはさらに住みよい所としなければならぬと努めておりますから、それだけの違いはあると思いますが、それいたしましても自由を拘束いたしまするし、また、他の収容者に対する影響もありますから、これはまあペース・ペイ・ケースで十分考えていかなければならぬと、かように考えておりります。

それでその先に私は参りますが、その間、予算面の法務省から提出されましたものを見ましたら、職員でござりますね、今度の婦人補導院の職員は人くらい刑務官を横すべりさせるよな数が出ておりましたが、あれは私見そこのいかしら、何ですあれは。
○政府委員(渡部善信君) これは予算面のやりくりと申しましようか、技術のとなんでございます。実は補導院の職員を要求いたします際に、そのくらいの職員は現在の矯正職員の中から都をつける、こういう非常にきびしい求めがあつたのでございますが、これ現在の矯正職員の中からとてても出せとい、新しいものを作らなければならぬからせひ新規の職員をもわなけばとてもできないということをいろいろ折衝をいたしたわけでございまゝが、その結果、まあこの職員がついてるのでござります。その際にずいぶんいい詰められまして、結局十名は矯正職員の欠員がありますが、どこだつて各官庁ともみんな欠員があります。この職員の欠員のあります十名分をこちらの方へ移すということでございまゝます。ですから現実はそのままペリヤーでありますのでなくて、その今まであ

いります、少年院の職員で適当な者がいましたら、私は回してもいいんじやないかと思つております。これには女子の施設があります。現在女子の務所の中にも売春経歴を持つてゐる者が相当入つております。これらの売春婦を現在の職員等が一生懸命で矯正の仕事に携わつて奔走しておるんでござります。この経験といふものは私は専いものを持つてゐるんじやないかと思つております。従いまして、それこそさういう刑務所臭のない者でありますから、ならば、ほんとうにこの新しい補導处分を実施して行くだけの手腕と見識と力量とを持つておる者であるならば、私はさよくな経験を生かす道も考えていいんじやないかと私は考えております。これは仰せになるまでもなく、十分人物を考查し、適當な者をわれわれは選びたいと思つております。それがありまするならば、なるべく新しい者では私はあめだと思います。従つて、ほんとうにさよくな者の取扱いになれた人でなくちや私はどういこの目的は達し得られないと思います。かよう

うと言つておるのですけれども、これは一般の犯罪者だから仕方がないけれども、売春婦という者について、これはどうぼうと同じように扱わなければならないかどうか、これは私は根本問題であると思つております。だから、子供にその縛られておる母親の姿を見せるなんと、ということは絶対不賛成です。ですから、その点一つも少し局で考

○宮城タマヨ君 そういう意味で土
か、わかりました。
それでどうぞほんとうの腹を打ち明
けて言つて下さい。その十人にして
することになるわけでござります。

私はなるべく新しい職員を充てたいと思つております。そういうふうな刑務所のにおいのする者、ことに宮城委嘱員の仰せのことく、そういうふうな者はとかくいい者でもさような目で見られるおそれもあるかと思ひますので、なるべくさような経歴のない人を持つていきたいと思つております。しかしながら、矯正職員の中には少年院もござ

な意味合いから特別な研修機関を設けまして、そこで研修をした結果これを充てたいと思つております。さような意味で、従来の矯正職員の者は、一人も使わないということは私はここでは申し上げかねます。適当な者があるならば私は使つてもいいんじやないか、こ

○宮城タマヨ君 御説明はよくわかりますけれども、実際今の少年院でも、この刑務所の方から職員をだんだん交流して――交流してそれは相ならぬということの御意見はよく述べるんですが、そうしますと、事実はこれは予算関係で人繰りの関係があろうと思ひますが、ずいぶん少年院の警務教官が来ておるんです。その結果はどうですとかということを一つ本省で考えていただきたい。今日お気づきになつてゐるんでしようが、少年院がだんだん刑務所臭を帯びてきておりますよ、これは残念なことです。もつと教育の場所なら教育の場所のような教官の人選をしていただかなければならぬ、そういう意味合いで聞いて、私は今度あなたはやわらかい名前がほしいと思つたけれども、仕方がないから補導院にしたと聞いていたのですが、私は中を読んでみますと、このくらいのことをするなら刑務所にいきなりぶち込んだら、そろそろればあなた方は気が済むんでしょ、私はほんとうにそう思います、これは残念です。ことに手錠を云々といふ言葉がありましたら、保護具ですね、手錠のことのございましょう、何ですか、新規なものができましたか。

になつたこともおありじゃないかと思ひます。これは宮城委員もごらんいます。少年院、刑務所等で、これはまあ時期にもよりましようが、非常に神経が高ぶりまして、どうにもこうにも手のつけられないことがあるんですね。さります、あはれまして。そのときには何ともいたし方がない。自分でこれは自傷行為もいたします。それから他人に対しまして暴行傷害の等にも出る場合があるのでござります。こういう場合に、一体どうしたらしいかということとござります。そのときに使うのがこの保護具であります。従いまして、この保護具は今製式を作つて、皮でここへ定着するような方式のものを作つております。そうしませんと、どうにも手がつかないのでござります。そういう場合、やむを得ずこれを使うわけでありまして、これは、本人の身体の保護並びに相手方にに対する保護上やむを得ずこれを使う保護具であります。決してさよらなものではないのでござります。仰せのこととく、何でもかんでも使うといふわけではございませんので、それには、第二項にありますごとく、院長の許可を受けてから使うのだといふ強い縛りをつけまして、さような乱用のおそれのないよう現在手当をいたしたいと思つております。

○宮城タマヨ君　それは、いつも説明はそうですけれども、私は、恋春婦を入れましたところに手錠をはめなければならぬというのは、男子の職員なんかその辺ちらちらなされば、それは手錠をはめて制止しなければならないことが起ると思ひますけれども、こういうことその他、やはりこれは刑務所臭が非常に強いなという感じでござ

ですが、一つこの点は大臣にも特にお願い申しておきます。どうか、新しい法律によつて新しく施設を作ることに、もう外国では長い経験をもつて今日に到達しておるのですから、少しそういうことも、なることならだれか外国へも派遣して下さいまして、この点だけお調べになるなり……私が、一昨々年法務省の方からこの調査でヨーロッパなりアメリカを歩いておりますから、大体のことは見ておりますけれども、今度できます立法といらの世界にもない立法のですから、慎重に一つおやりいただいて、売春婦を第一知つていただいて立法していただきなければとても……。まだまだ私の質問はたくさんござりますけれども、私今日はこれだけにしておきます。

○藤原道子君 私も、大臣にその点でちょっとお伺いしておきたいのですが、こうした立法をいたしますのは、要するに、売春防止法を完全実施して、気の毒な女の子の更生をはかるう、社会道徳を向上させようというねらいだらうと思うのです。この点につきまして、大臣がどのようにお考えになつておられるかを伺いたいのは、男は野放しなんですね。大臣は、売春婦は、買う男があるから売春状態が起きるのだよ。男は野放しにしておきながら、女だけを手錠をはめるがごとき行為は、私は断じて許せない。それから、この前、少年院法の改正のときに、手錠問題でこの委員会でずいぶん長く論議いたしました。そのときに、何とも言つとあれば保護具は使わなくていいが、矯正員ですか、教官が、人手

に縛られて、やむを得ず手錠をはめさせないと思ひます。また、ここに新しくできる。しかも売春婦の保護更生をして出発するであらうところの法律が、やはり罪人視してある。大臣はこれをどうお考えになるでしょうか。

もう一つ伺いたいのは、売春審議会で不定期刑のようなもの、先ほど宮城さんの御質問ございましたように、六ヶ月で私はこれが生活指導、精神の改造などはできないと思ひます。ですから、もつと長く縛るのが気の毒だと、いろいろとも、それに気の毒なのであって、もし社会復帰の情が顕著な場合には一ヵ月で帰してもよろしい、どうしてもこれはもう少し保護する必要があるというときには、これは、一年でもあるいは一年半でもこれが補導できるような方法の方が私はいいように思ひますが、これは、ほんとうにあたたかい愛情で立法されておるのかどうか。また、大臣の売春に対するお考えの根本的な問題を伺っておきたい。

育をしてより こうじら方針でござい
す。それはつまり、これを犯罪と扱
ずに、ほんとうにその人を保護教導
して、ほんとうに健全な国民、健全な
民として社会に戻したいという心持
から出ておるのでございますから、一
務所と補導院とは根本的な觀念を異
して、そうしてこの立法をし、これ
ら運営をいたして行きたいと考えて
るわけでござります。ただ、いずれ
いたしましても、自由を拘束される
ことは各人喜ばないことでございます。
ら、どうしても一定の建物の中に収ま
しておりますれば、自分の意思でよ
へのがれて行きたいという心持ちの方
きるのは、これは当然でございます。
ら、刑務所ではございませんけれど
も、一種の自由を拘束しなければな
ぬ、こういう仕儀になるわけであり
ます。ただ、でき得るならば、これは懲
役その他の自由刑でなくして、本人の教
育のために自由を制限しておるのであり
るからして、でき得る限り、自由の收
束はするけれども、ほとんどそういう
感じがなくて、何か寄宿舎へでも入
ておるような心持で、そうして保護教
育の道に進むような心持を誘起し
し、いざれにいたしましても、結論
において、自由を拘束しておるという
とは同じでござりますから、その点
は考えて参りますと、自分が教育
してもらることは勝手だ、自分が六ヶ月
由を拘束されるだけの行いがあるな
ば、それはやつたらいいじゃないか、
自分を教育をしてもらつためにそれ
そんなことは勝手だ、自分が六ヶ月
上不必要な自由を拘束されることは

権じゅうりんだと、こういうような気分が起きないと限りませんのですから、自由拘束という点についてはやはり大きいに考えなければならぬ。もつとも、自由拘束につきましては、私は専門家ではございませんけれども、いわゆる広い意味の捕縛、保安処分といふような制度をわが国の刑事政策に取り入れまして、あるいは麻薬常習者であるとか、あるいは泥酔して、あるいは自分のからだまで傷害するおそれのある者、こういうような者に、犯罪ではないけれども、本人のために自由を拘束するといふような保安処分を広く取り入れるというような、刑事政策上、画期的なことをいたすような場合ならば、今のお説のようなことも理由に考えられると思うのでありますけれども、ともかく保安処分につきましては、刑法改正の中の最も大きな問題として今研究しておりますから、そこまでは参れません。でありますから、この制度におきましても、一種の保安処分として、刑罰にかえてでなく、刑の言い渡しは受けるが、同時に、この保安処分の言い渡しをする、こういうような暫定的な規定で参つておるようなわけでございまして、精神は、どこまでも本人の保護更生ということにあつて、刑罰を執行するという点だけは確かでありますから、その点だけはまた本人の気持ちではないのでございまして、それどころも、しかし、そのため、自由を拘束することだけは確かでありますから、その点だけはまた本人の気持にそぐわない点もございますから、自由の拘束という点についてはもう少し慎重に考えなければならない、かような観点から、かような立法ができたわけでございます。例の保護具のこと

とも、なるほどほんとうに理想的に申しますれば、金にあかせてほんとうに至れり尽せりの設備もし、十分なる人員でこれを保護教育をしますれば、なまらほんとうにいろいろなこともないでございましょう。しかしながら、そういうよろなことは今日の国家財政では、われわれは理想的に望ましいことでありますけれども、なかなか許されませんものですから、そこである程度の自由を拘束するよろな、こういう器具も使わなければならない。しかしながら、刑務所において使う手錠とは心持が第一違うのだから、保護具といふを広く取り入れるといふやうな、こうしてその心持でこれを使用していく。従つて、これはもうよいよという場合でなければ、なるべく使わないようにならうよな、名前から変えて、そうしていたしておるよな次第でございまして、根本の考えは、どこまでも保護矯正ということにあるのでございます。

○藤原道子君 私納得いかないのでありますと、「在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合には」云々とあるのですね。六ヶ月でできるでしょか。あるいはまた、自由を求めるのはだれしも自由を求める。よけいなことを、私たちがこうした立派に参画しておる気持は、うつちやつてくれと言ふならば收取なんか要らないでしょか。あるいはまた、自由を求めるのは、あくまで尊重するならば。しかし、私たちがこうした立派に参画しておる気持は、あくまでも愛情をもつてその女の子が社会にりっぱに更生できなれば、中途半端な問題では国費の乱

費になりますよ。私はそう思う。従つて、より効果の上の方法を考えてもらいたい。こういう文句でできますか、至れり尽せりの設備もし、十分なる人員でこれを保護教育をしますれば、なるほどいろいろなこともないでございましょう。しかしながら、そういうよろなことは今日の国家財政では、われわれは理想的に望ましいことでありますけれども、なかなか許されませんものですから、そこである程度の自由を拘束するよろな、こういう器具も使わなければならない。しかしながら、刑務所において使う手錠とは心持が第一違うのだから、保護具といふを広く取り入れるといふやうな、こうしてその心持でこれを使用していく。従つて、これはもうよいよという場合でなければ、なるべく使わないようにならうよな、名前から変えて、そうしていたしておるよな次第でございまして、根本の考えは、どこまでも保護矯正ということにあるのでございます。

○藤原道子君 私納得いかないのでありますと、「在院者が善行をし、その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技能を修得した場合には」云々とあるのですね。六ヶ月でできるでしょか。あるいはまた、自由を求めるのはだれしも自由を求める。よけいなことを、うつちやつてくれと言ふならば收取なんか要らないでしょか。あるいはまた、自由を求めるのは、あくまで尊重するならば。しかし、私たちがこうした立派に参画しておる気持は、あくまでも愛情をもつてその女の子が社会にりっぱに更生できなれば、中途半端な問題では国費の乱

願いたいと思います。てこの制度を作った、これを御了承を
○政府委員(渡部舊信君) 保護具の点
でちょっと私申し上げます。仰せのこと
とく、護憲室の中に入れておけばいい
じゃないかという仰せでござります。
まあそれで事足りる場合はそれでいい
と思います。ところが自傷行為をする
場合がございまして、自殺、自傷行
為、これはヒステリーの高じた場合に
手のつけられない場合があるのだござ
います。これはただ本人を護憲室へ入
れただけではとうしてこれを防止する
ことができないわけでござります。そ
のとき最も効果的ななによくこゝへ手
をおきまして、これで自殺、自傷行為の
できないように措置をとるわけでござ
いまして、決して本人を苦しめるため
とかあるいははずかしめを受けさせる
とかいうような趣旨は毛頭ない。ほん
とうに本人の保護のためのやむを得ざ
る措置としてこれは保護具の制度を設
けたわけでござります。決して本人を
痛めつけるとかいうような趣旨がこの
保護具には全然ないことを特に申し上
げて、御了承を得たいと思う次第でござ
います。

が、男子の方は普通の刑罰、従いまして、悪質な者はどんどん刑は課せられます。しかし、婦人の方は、これは先ほども申し上げましたように、できるだけ保護更生をしていただきたいということ、補導院に入つてもらおうということでございますので、あるいはその点、私が大臣の御答弁を誤解しておつたかも知れませんが、そういう趣旨でござります。

る。こういう点から、私は、壳春に対し男の責任をどうお考えになるかといふことをお伺いしたようなわけですがあります。

それから保護員の問題でござりますが、あなたのお説を聞いておればごもっとものようにも聞えるのですけれども、私たちが安心ができないのは、警察予備隊は軍隊ではございません、これで出発して、今日二十四万の明らかに軍隊ができている。少年院の場合にも、初めは非常にあたかかったけれども、いつの間にか刑罰的な問題に内容が変ってきております。私も、昔の少年院と今の少年院が断じて同じですとはあなた方も言い切れないだろうと思う。それからあなたのお考えが、あなたが全部やつて下さるなら私はまかしてもいい。ところが、警察においで拷問はございませんと言はけれども、下部へいきますとまだまだ拷問が残っている。ことに静岡県に起つていろいろな問題もあるわけです。大きな黒星が次々と上つていることを考えるときには、私はあなたのお言葉をお言葉通り受け取ることが心配なんです。

従つて、もしそれを、あなたがそういうふうにおっしゃるならば、あくまでも責任を持つてこれは指導してもらわなければ、国民全体が不安を持つております。そうしてまた、売春婦に対しても非常な不安を与えるということが、教育上効果があるかどうかということをお考え願いたいと思います。

それから大臣に、先ほどの御答弁ではございましたが、私は二年しろ、三年にしろなんて言つていない、あるいは二ヵ月でも目的を達するかもわからない、その女によつては……。だから

ら従いまして、せめて一年なら一年くらいの不定期刑というくらいのことは考えられないものだろうか、それは一生指導してもだめなのは、大てい精神薄弱です。従つて、この次には、私は厚生省を呼んで、この精薄に対する考えを聞きたいと思う。私がこちらに出席する時間がおくれましたのは、きょうも東京都の婦人相談所へ行つてきました、今の予算が足りないから、業者がまだまだ巻き上げて、はだかはだしで出てくるのが多いので、手ぬぐいにも困る、石けんにも困る、こういう状態をあなた方知つていらっしゃるのでしょうか。見るに見かねて私たちは各婦人団体へ呼びかけて、きょうは婦人相談所へ私たち山になるほどいろんな物資を集めて持つていつたのです。そしてその所長のいろんな苦衷も聞いて参りました。そういう点であらゆる面に心を配つていただかなければならぬ。私は、法律が当然やることでも、法が間に合わなければ、民間婦人団体に呼びかけて、足らざる面を補うくらいいな熱意を持つてやっております。

られましたことは、売春婦の前借金の問題です。これに對して、前借は大体棒引きにされるのに、長くなつたものですからどんどん業者がはだかにしてしまふのです。前借の身がわりに、着物も取り上げ、たんすも取り上げ、ラジオも取り上げ、そりとして前借に埋めているような状態なんです。それでもさらに埋め尽せないのは、外部の借金なんです。着物を買つた、おろいを買つたといふような外部借金で、せつかく女が更生しようとしている勤め先へまで業者が押しかけていく、こういう状態で非常に相談所では困つておりますが、私がこの際の何いしたいたのは、私の見解は間違つてゐるかわかりませんが、外部の借金も一つの前借のような形だと私は思ふのです。それは、見も知らない女に借金をさせる業者はいらないのです。私が知らないところへ行つたら、手ぬぐい一つだつて借金じや売つてくれない。業者といふもののがあつて、そこにいる女として、商人は売つてゐると思う。そこには二重搾取があるのです。たんすが一万円のものなら、一万五千円くらいで女に売つて、五千円くらいを業者がくすねておる。洗たく屋ともタイ・アップして、洗たく代も水増ししておる。あらゆる面で業者は搾取してきてるのであります。従つて、外部借金に対しても、あなた方はどういふうにお考えになつてゐるでしようか。これに對して何らか一つ、ちゃんとした答えが出ていただけると、女が更生する上において非常に助かるのですけれども、その御見解をちよつと伺わせてほし。

いと思いますが、省内でもこの問題にについて、どうしたらよがるかという話し合いをしたことがあります。これは前借金のようだから買ったという金ではなくて、まあとにかく一応何か、反物なり、そのような品物の代価としての借金になつておりますから、前借金と同様には扱えないと思いませんけれども、おそらくはそういう方の知識のあまりない女子をつかまして、そつとして法外な値段で売りつけました、買いたくもないものまで無理に勧誘して売りつけたり、あるいは主人がまたそれに加勢をして、そつとしてますます抜き差しのならないような借金を作らせる意味で物を買わせておるといふような、いろいろ道徳的に見たらば非難すべき事項もあらうかと思います。ただこれを法律に照らして、いわゆる契約無効といいますか、権引きにできるような何か根拠がないだらうかと――非常な暴利をむさぼつておりますれば、これは処置の道もあるうが、外部の借金をきれいにしてやるために、何か適当な方法がないだらうかといふことも、実は研究をいたしておつたような次第でござります。なお、局長からも御説明申し上げたいと思ひます。

○政府委員(渡部善信君) 私も、実は

これは民事上の問題になつて、いくと存

づるわけでございますが、十二分に

具体的なそれぞれのケースによりま

で、判断を下していくなければならぬ

いと思いますので、抽象的な、概括的

なお答えはちょっといたしかねると思

います。が、その事情を十二分に一つ聴取いたしまして、具体的な事件々々の

処理といふことにやつていくよりほか

無いに協力して、もつといい法律にし

て、そういふふうなことをあります。

○藤原道子君 どうもまだ……これ

は審議が続くわけでありますから、

私の質問はさらに後に延ばしますが、

ただ、今のお言葉に対して納得がいか

ない。三越あたりは、ただ借金で送り

ませんよ。売春婦には、業者と結託し

たいわゆる商人があるのですよ。それ

だけ、一つの物を買っても、値段の五割

かけたり八割かけたりして業者が搾取

している。そういうのが多いのです。

だから、どういう問題かの御調査くら

いは一つしてほしいのです。ほんとう

に売春婦に愛情があつたら、社会を淨

化しようをお考へになるならば、その

点も少し御考慮を願いたいと思う。私

は、さらに売春婦の更生をはばんでお

るひつきの問題、せつから更生した

者が、ひもつきによつてまたぐれ出さ

ざるを得ないといふようないろんな問

題もありますので、この問題は、お

思ひます。実刑が二ヶ月であるにも

いと思ひますが、省内でもこの問題に道はないのではないかと思います。ついて、どうしたらよがるかという話し合いをしたことがあります。これが前借金のようだから買ったという金ではなくて、まあとにかく一応何か、反物なり、そのような品物の代価としての借金になつておりますから、前借金と同様には扱えないと思いませんけれども、おそらくはそういう方の知識のあまりない女子をつかまして、そつとして法外な値段で売りつけました、買いたくもないものまで無理に勧誘して売りつけたり、あるいは主人がまたそれに加勢をして、そつとしてますます抜き差しのならないような借金を

から物品を買った場合なら、これは

ちょっと棒引きといつわにもいきか

ねると思うのであります。まあそういうふうな状況も、極端な例を申します

とそういうことになります。

○委員長(青山正一君) 渡部矯正局長

に申し上げますが、ただいまの藤原さ

りますと、民事上の問題がからんで参

りますし、早い話が、売春婦が、三越

と、少年法の場合のごときは、處犯少

たとえば刑法假案におきました。

年、三年の保安処分と、一方、刑はそ

れほどでもない……さらに進みます

から参りまする問題でございまして、

ただきたいと思います。

○政府委員(渡部善信君) 民事上の問

題は私の専門外でござりますので、そ

の程度にまで参つておるが、こ

れは具体的な事案々々によって決すべ

き問題であらうかと存じます。これは

民事上のむずかしい問題がからんでい

ると思ひますので、よく研究したい

と思つております。

○大川光三君 私は、主としてこの法

案の条文解釈上の疑義のある点につい

てお伺いたいのであります。先

ほど御説明によりますと、補導処分

の期間を六ヶ月にしたのは、主として

第五条の罪の刑との関係から六ヶ月に

いたいわゆる商人があるのですよ。それ

だけ、今のお言葉に対して納得がいか

ない。三越あたりは、ただ借金で送り

ませんよ。売春婦には、業者と結託し

たいわゆる商人があるのですよ。それ

だけ、今のお言葉に対して納得がいか

ない。三越あたりは、ただ借金で送り

六ヶ月でござりますので、両方の考え方を歩み寄らして六ヶ月といたしまする。とともに、裁判がありましたあとで、現実にこの補導処分を執行いたします期間のいろいろのその後の状況を材料にいたしまして、そして更生委員会にいたしまして、かりに二ヶ月で十分である。これは直ちに仮退院を許すことによりまして、ほぼただいまおっしゃいました目的は達し得るというふうに考えております。普通、たとえば仮出獄などにつきましては、刑期の三分の一たたなければいかぬとかいうことがございますけれども、これについてはそういう規定はございませんので、入りまして、十日たち、二十日たって、これはもう大丈夫だということがありますれば、これは仮退院を許すといふ道も開かれておりますので、となりますが、これは仮退院を許すといふ道も開かれておりますので、こういう案にいたした次第でござります。

○最高裁判所長官代理者（江里口清雄君） 裁判所が意見をつけるという法律上の道はございませんが、それは事実上の方法では保護更生委員会あるいは補導院に連絡して意思を述べるといふ道はあると思いますが、法律上認められた、あるいは法律上裁判所の意向が重んぜられるといふような道はついておりません。

○大川光三君 次に、収容状発付の要件について伺いたいと思います。先ほ

どもこの点について、保護の問題に関するような感じがするといふ意見があつたのであります。そこで、この月で直るといふような者がかりにございました場合、現在のところ、その意思表示をする方法はないのでござります。それから保護觀察あるいは補導処分の期間について、仮退院するといふようなことについて、何ら裁判所から意見を述べる機会はないので、その点についてやはり私たちは連絡がある。裁判所の意向がある程度反映され思表するようにすることが大切だといふふうに考えております。

○大川光三君 今の御答弁ちょっとわ

かりにくかつたのですが、私の先ほど申したのは、いやしくも裁判所が二カ

月すれば保護更生の実を上げられると

いう見込みのある場合に、一方の保護更生委員会との間に何らかの連絡があつて、また、あるいは裁判所は補導処分に付するといふ意見として、これは二ヶ月以内でいいとか、三ヶ月以内でいいとかいう意見はつけられないのですか。言い渡し外の方法で、そういう道はないのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者（江里口清雄君） 裁判所が意見をつけるといふ法

律上の道はございませんが、それは事

実上の方法では保護更生委員会あるい

は補導院に連絡して意思を述べるとい

ふ道はあると思いますが、法律上認め

られた、あるいは法律上裁判所の意向

が重んぜられるといふような道はついておりません。

○大川光三君 次に、収容状発付の要件について伺いたいと思います。先ほ

どもこの点について、保護の問題に関するような感じがするといふ意見があつたのであります。そこで、この月で直るといふような者がかりにございました場合、現在のところ、その意

思表示をする方法はないのでござります。それから保護觀察あるいは補導

処分といつたものの発行の要件につ

いて多少の疑義が生じてくるのであり

ます。と申しますのは、法第二十二条

によりますと、収容のため必要がある

ときにこの収容状が出来せる、そこで

「収容のため必要がある」ということだ

けでは、収容状を発行する一つの基準

がないといふ感じがするのであります。

○大川光三君 いまと、これは小さ

い問題でありますけれども、重要な点

があります。

○説明員（横井大三君） 御指摘のよ

うに、青春対策審議会の答申等につきま

しては、逃亡したとき、または逃亡の

おそれがあるといふような言葉が書い

てございますし、さらに刑事訴訟法の

今御指摘の条文の収監状の発行の要

件としては、逃亡したとき、または逃

亡するおそれがあるときといふふうに

存じますので伺います。それはそ

の前提において、今度の改正案が補導

処分といつた一つの新しい保安処分の例

を開いたと私は考えるのであります

が、そこで一体補導処分は、少年の場

合の保護処分とはどう違うかといふ問

題であります。まずこの原則を伺いた

い。補導処分と保護処分との差異。

○説明員（横井大三君） 先ほども多少

触れたかと思いますが、保護処分と

おつしやるのは、少年法の保護処分で

あると存じます。そういたしますと、保

安処分といふ広い意味におきまして、

刑法と違つといふ意味におきまして同じ

ことがあります。

○大川光三君 そこで、精神衛生法と

いう法律がございますが、その精神衛

生法第五十条第一項の中に規定されて

おります。しかしながら、保護処分の方

は、そのまま検察官の執行指揮書があ

りますと、補導院の方では直ちに収容

いたしますと、そこで補導処分に付す

る、ということにならうかと思いま

す。しかしながら、刑事訴訟法の規定

は、逃亡したとき、または逃亡するお

れは対象が少年でありますから、それ

にふさわしいようなやり方で、ふさわ

いような手続きで行うことになつてお

りますけれども、実は逃亡するおそれ

はない、しかし、呼び出しに応じて出

云々とある。収監状を発する基準を

も「家庭裁判所は、正当の理由がなく

前項の呼出に応じない者に対して、同

行状を発することができる。」といふ

年法の第二十六条の三項におきまして

は、検察官は、直ちに収監状を発し、

云々とある。

○説明員（横井大三君） 御指摘のよ

うに、青春対策審議会の答申等につきま

しては、逃亡したとき、または逃亡の

おそれがあるといふような言葉が書い

てございますし、さらに刑事訴訟法の

今御指摘の条文の収監状の発行の要

件としては、逃亡したとき、または逃

亡するおそれがあるときといふふうに

存じますので伺います。それはそ

の前提において、今度の改正案が補導

処分といつた一つの新しい保安処分の例

を開いたと私は考えるのであります

が、そこで一体補導処分は、少年の場

合の保護処分とはどう違うかといふ問

題であります。まずこの原則を伺いた

い。補導処分と保護処分との差異。

○説明員（横井大三君） 先ほども多少

触れたかと思いますが、保護処分と

おつしやるのは、少年法の保護処分で

あると存じます。そういたしますと、保

安処分といふ広い意味におきまして、

刑法と違つといふ意味におきまして同じ

ことがあります。

○大川光三君 そこで、精神衛生法と

いう法律がございますが、その精神衛

生法第五十条第一項の中に規定されて

おります。しかしながら、保護処分の方

は、そのまま検察官の執行指揮書があ

りますと、補導院の方では直ちに収容

いたしますと、そこで補導処分に付す

る、ということにならうかと思いま

す。しかしながら、刑事訴訟法の規定

は、逃亡したとき、または逃亡するお

れは対象が少年でありますから、それ

にふさわしいようなやり方で、ふさわ

いような手続きで行うことになつてお

りますけれども、実は逃亡するおそれ

はない、しかし、呼び出しに応じて出

云々とある。

○説明員（横井大三君） 御指摘のよ

うに、青春対策審議会の答申等につきま

しては、逃亡したとき、または逃亡の

おそれがあるといふような言葉が書い

てございますし、さらに刑事訴訟法の

今御指摘の条文の収監状の発行の要

件としては、逃亡したとき、または逃

亡するおそれがあるときといふふうに

存じますので伺います。それはそ

の前提において、今度の改正案が補導

処分といつた一つの新しい保安処分の例

を開いたと私は考えるのであります

が、そこで一体補導処分は、少年の場

合の保護処分とはどう違うかといふ問

題であります。まずこの原則を伺いた

い。補導処分と保護処分との差異。

○説明員（横井大三君） 先ほども多少

触れたかと思いますが、保護処分とおつしやるのは、少年法の保護処分であると存じます。そういたしますと、保

安処分といふ広い意味におきまして、

刑法と違つといふ意味におきまして同じ

ことがあります。

○大川光三君 そこで、精神衛生法と

いう法律がございますが、その精神衛

生法第五十条第一項の中に規定されて

おります。しかしながら、保護処分の方

は、そのまま検察官の執行指揮書があ

りますと、補導院の方では直ちに収容

いたしますと、そこで補導処分に付す

る、ということにならうかと思いま

す。しかしながら、刑事訴訟法の規定

は、逃亡したとき、または逃亡するお

れは対象が少年でありますから、それ

にふさわしいようなやり方で、ふさわ

いような手続きで行うことになつてお

りますけれども、実は逃亡するおそれ

はない、しかし、呼び出しに応じて出

云々とある。

○説明員（横井大三君） 御指摘のよ

うに、青春対策審議会の答申等につきま

しては、逃亡したとき、または逃亡の

おそれがあるといふような言葉が書い

てございますし、さらに刑事訴訟法の

今御指摘の条文の収監状の発行の要

件としては、逃亡したとき、または逃

亡するおそれがあるときといふふうに

存じますので伺います。それはそ

の前提において、今度の改正案が補導

処分といつた一つの新しい保安処分の例

を開いたと私は考えるのであります

が、そこで一体補導処分は、少年の場

合の保護処分とはどう違うかといふ問

題であります。まずこの原則を伺いた

い。補導処分と保護処分との差異。

○説明員（横井大三君） 先ほども多少

触れたかと思いますが、保護処分と

おつしやるのは、少年法の保護処分で

あると存じます。そういたしますと、保

安処分といふ広い意味におきまして、

刑法と違つといふ意味におきまして同じ

ことがあります。

○大川光三君 そこで、精神衛生法と

いう法律がございますが、その精神衛

生法第五十条第一項の中に規定されて

おります。しかしながら、保護処分の方

は、そのまま検察官の執行指揮書があ

りますと、補導院の方では直ちに収容

いたしますと、そこで補導処分に付す

る、ということにならうかと思いま

す。しかしながら、刑事訴訟法の規定

は、逃亡したとき、または逃亡するお

れは対象が少年でありますから、それ

にふさわしいようなやり方で、ふさわ

いような手続きで行うことになつてお

りますけれども、実は逃亡するおそれ

はない、しかし、呼び出しに応じて出

云々とある。

○説明員（横井大三君） 御指摘のよ

うに、青春対策審議会の答申等につきま

しては、逃亡したとき、または逃亡の

おそれがあるといふような言葉が書い

てございますし、さらに刑事訴訟法の

今御指摘の条文の収監状の発行の要

件としては、逃亡したとき、または逃

亡するおそれがあるときといふふうに

存じますので伺います。それはそ

の前提において、今度の改正案が補導

処分といつた一つの新しい保安処分の例

を開いたと私は考えるのであります

が、そこで一体補導処分は、少年の場

合の保護処分とはどう違うかといふ問

題であります。まずこの原則を伺いた

い。補導処分と保護処分との差異。

○説明員（横井大三君） 先ほども多少

触れたかと思いますが、保護処分と

おつしやるのは、少年法の保護処分で

あると存じます。そういたしますと、保

安処分といふ広い意味におきまして、

刑法と違つといふ意味におきまして同じ

ことがあります。

○大川光三君 そこで、精神衛生法と

いう法律がございますが、その精神衛

生法第五十条第一項の中に規定されて

おります。しかしながら、保護処分の方

は、そのまま検察官の執行指揮書があ

りますと、補導院の方では直ちに収容

いたしますと、そこで補導処分に付す

る、ということにならうかと思いま

す。しかしながら、刑事訴訟法の規定

は、逃亡したとき、または逃亡するお

れは対象が少年でありますから、それ

にふさわしいようなやり方で、ふさわ

いような手続きで行うことになつてお

りますけれども、実は逃亡するおそれ

はない、しかし、呼び出しに応じて出

なんであります。五十条の第一項は、すなわち「この章の規定は、刑又は保護処分の執行のため精神障害者又はその疑のある者を矯正施設に収容することを妨げるものではない。」こうなつております。そこで、もし保護処分と補導処分とが相異なる保安処分であるならば、この精神衛生法の第五十条に補導処分という文字を追加する必要があるからうかと、かようになります。

○説明員(横井大三君) 婦人補導院法案の付則の第四項におきまして、精神衛生法の一部として二十六条の中に「少年鑑別所」とあります下に「婦人補導院」と入れてござります。そういたしますることによりまして、この五十二条の方の刑と保護処分というふりに分けました場合には、この保護処分の中には、ただいま申し上げました補導処分も入るという解釈が当然出てくる、そういうふうに考へるのが、この法律の建前としてもよろしい。それだとえばその前に「刑又は保護処分」とあります刑の中には、未決拘禁も入るという解釈になつておりますし、従いまして、保護処分の中に補導処分を入れるその手がかりとして、ただいま二十六条の改正によつて疑いなくそぞういう解釈がとれるというふうに考へておりますので、五十条自体の改正はいたしませんが、お尋ねのようなことは必要がないというふうに考へております。

○大川光三君 今お説の二十六条と申しますのは、婦人補導院法案ですか、大体御説明わかりましたがあ、しかし、二十六条だけでなしに、五十条にやはり保護処分のほかに補導処分が新たにできた、補導処分といふ言葉を入れる

のが私は正しいのではないかという感じがするのです。もちろんこれが保安処分という言葉があれば、保安処分の中に今度あらたまつて補導処分というものが一つふえたのですからよろしいですが、いやしくも補導処分がない時代にできた法律で、保護処分という言葉を使う以上は、これに相対して保護処分という文字を追加するのが精神衛生法全体をやはり完全にするのではなかろうか、かのように考えるのですが、いかがでしょうか。

○説明員（横井大三君） 確かに御説ござつともでござります。ただ五十条という規定は現在でも少し不備なんですよ。しまして、刑といふ中に未決拘禁を含めると解釈しておるという状況でござりますので、かりにこの保護処分の方をきっちりといたしますと、刑の方はなぜきちつとしないか、そういう従来解釈でまかなつております部分が若干問題になりますので、この趣旨として、二十六条の改正によりまして大体解釈できるということとこの条文は実はそのままにしたというきをつけさせていただきます。

○一松定吉君 きょう私は継続して質問する考えはありませんが、この次の機会に詳細に質問したいので、その前提出として一応皆さんの御検討を願つておいて、材料をこしらえておいていただきたいために申し上げておきたいのですが、私はこの補導処分ということには反対なんです。それは私も審議会の委員のときからそういうことは反対だったのです。刑の執行猶予をしてそれで保護観察するということをすればそれで十分なんです。それに補導処分ということをやつて、そしてこれを補

専院に収容し、そして自由を拘束する、そして今の宮城さんや藤原さんのが質問されたように、自殺のおそれのある者、あるいは他人に暴行を加えるようなおそれのある者はこれに保護具をもつてそして自由を拘束する。あるいはいわゆる令状を出してこれを一定の場所に収容して自由を拘束する等といふようなことは、全く監獄と同じです。ほんとうにこういふようなことをするということは、これらの充春婦をして改過遷善せしむるためではない、国家がそういうふうな恩恵をもつて改過遷善せしむるようなその手段方法が、刑務所に収容して自由を拘束すると同じよくなことをすることが、これはこれらの人々の改過遷善の実をあげるゆえんではありません。これはやはりだから、保護觀察に付するということの方が適當であつて、こういう補導処分なんというものを用いなくとも、この刑法の二千五条によつて執行猶予の言い渡しをしたものについては保護觀察に付することができるという規定がある。しかしてその保護觀察はいわゆる昭和二十九年四月一日法律第五十九号によつて執行猶予者保護觀察法といふものに詳麗に規定されておる。この中の規定を見ると「公衆の衛生福祉その他施設にあつ旋する等の方法によつて、本人が就職し、又は必要な職業の補導、医療、宿所等を得ることを援助し、本人の環境を調整し、その他本人が更生するために必要な助言、連絡その他の措置をとるものとする。」、こういうようなことをいわゆる補導援護を行わなければならない、ということが保護觀察法の規定の中にある。のみならず

、これらの処置によって必要な援助が得られないようなときには、「本人には、医療又は宿泊所を任せ子し、その他更生のために必要な援助の更生が妨げられるおそれがある場合には、本人に対し、帰住旅費、衣類、食事等を給与し、医療又は宿泊所を任せ子し、その他更生のために必要な援助を行なうことができる。」これがいわゆる執行猶予の言い渡しを受けた者に対する保護観察の方法なのです。それではかりじやありません。第七条には、指導監督を行なうにあたっては、本人の人生の意欲を助長することに努めるとともに、本人が遵守しなければならない規定の執行猶予の範囲内で、その性格、環境、犯罪の動機及び原因等から見て、違反の可能性が多いと思われる具体的な事項を抽出してこれを本人に自覚させた上、その遵守について適切な指示を与える等、本人をして遵守させようとするために必要な措置をとるものと規定されています。」こういうような保護観察の方法が規定されておれば、これ以上に捕縛されない等、本人をして遵守せよとする場合に、あるいは婦人ですから月経時などというような場合には神經の高進があるので、その自由を拘束して、そして今のように保護具といふものに入れて、そのまま腰からこうして自由を拘束してしまうことがある。そうすると、そこで拘束される度に藤原さんや宮城さんの言われたことをめぐらしくなることがあります。そこで刑の執行猶予を言っているよりも、情状酌量すべき必要があるということで刑法の執行猶予を言っているのです。保護観察に付すれば、刑法二十五条の規定によつて保護観察に付すれば、彼はある場所に自由に居住することができるようになります。保

び自分が執行猶予を取り消されないような行動をするとか、あるいは本人が改後の情がないということで、この保護観察に付させた人から見て必要がある時分には、本人を呼びつけて、お前のやり方はいかんからこうせねばならぬぞということを、注意を貰ってやれば、自然その人の売淫行為というものは是正されることになるのですから、私は初めから補導院を設けてやることには絶対に反対で、これが法案として提案されれば私は反対するぞということを、藤原さんも御承知ですが、この審議会の席上でも明言している。だから私はこの法案にいわゆる補導院というものを設けるということには反対であるが、しかしながら、保護観察だけではないのだ、補導院を設けなければならぬという理由をこの次の機会に皆様方に一つ詳細に意見を述べていただきたい、私はあなた方と意見を交換をしてみて、その上でこれを一つ修正するとか、これを認めるとかいろいろことを意思決定をしたいと思います。私はおそらくこの法務委員の中で、保護観察では不十分だからこの補導院を設けて、今のよくな自由を拘束して一定の場所に六ヵ月入れて云々というようなことは賛成するものはないのではないかと思う。ことに今大川君も言わされましたように、執行猶予の言い渡しをして、それまでもう、執行猶予の言い渡しをして保護観察に付しても、一年の保護観察に付しても、これも非常に改過適善の実があると言つて、三ヵ月で仮執行ができる保護観察を解くことができるということが保護観察の規定の第八

いう。)の総財産は、その会社の発行する社債を担保するため、一体として、企業担保権の目的とされることがある。

2 企業担保権は、物権とする。

(効力)

第二条 企業担保権者は、現に会社に属する総財産につき、他の債権者に先づて、債権の弁済を受けうることができる。

2 前項の規定は、会社の財産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売の場合には、適用しない。(設定及び変更)

第三条 企業担保権の設定又は変更を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

(登記)

第四条 企業担保権の得喪及び変更は、会社の本店の所在地において、株式会社登記簿にその登記を

よつてしなければならない。

2 企業担保権の登記に關し必要な事項は、政令で定める。

(順位)

第五条 数個の企業担保権相互の順位は、その登記の前後にによる。

(他の権利との關係)

第六条 会社の財産の上に存する権利は、企業担保権の登記の後に对抗要件を備えたものでも、企業担保権者に対抗することができる。

第七条 一般の先取特権は、企業担保権に優先する。

2 特別の先取特権、質権又は抵当

権は、その権利の目的となつている財産につき、企業担保権に優先する。

(会社の合併)

第八条 合併により消滅する会社は、合併後存続する会社又は合併により設立される会社の総財産につき、効力を有する。

2 合併をする会社の双方の総財産が企業担保権の目的となつているときは、合併後の企業担保権の順位に関する企業担保権者の協定がなければ、合併をすることができない。

3 合併の無効の訴は、企業担保権者も、提起することができます。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百九十六条、第三百七十四条、第三百七十五条中順位の譲渡及び放棄に関する部分、第三百七十六条及び第三百九十六の規定は、企業担保権に準用する。

第二章 企業担保権の実行

(管轄)

第十条 企業担保権の実行は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(実行の申立)

第十一条 企業担保権の実行は、企業担保権者の申立によつてする。

(任意的口頭弁論)

第十二条 実行手続に關する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

(書類の閲覧等)

第十三条 利害の関係を有する者は、裁判所書記官に、実行手続に

(公告)

第十三条 この章の規定によつてする公報及び裁判所の定める一個又は数個の新聞紙に掲載してする。

2 前項の規定による公報は、最終の掲載があつた日の翌日、にその効力を生ずる。

2 前項の規定による公報は、最終の掲載があつた日の翌日、にその効力を生ずる。

2 前項の規定による公報は、別段の定がない限り、数個の新聞紙に掲載してする。

2 前項の規定による公報は、最終の掲載があつた日の翌日、にその効力を生ずる。

2 前項の規定による公報は、別段の定がない限り、数個の新聞紙に掲載してする。

関する書類の閲覧又は贈写を請求することができる。

(民事訴訟法の準用)

第十七条 特別の定がある場合を除き、実行手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第一編から第四編までの規定を準用する。

2 民事訴訟法第五百十三条、第五百四十四条、第五百四十九条から五百五十一条まで、第五百五十四条、第五百五十五条及び第五百五十八条の規定は、実行手続に關し準用する。

一 実行手続の開始の決定の主文

二 管財人の表示

三 会社の債務者及び会社の財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨

四 一般の優先権を有する会社の債権者は、その公報に届け出るべき旨

五 特別担保を有する会社の債権者は、その担保権を一定の期間内に裁判所に届け出るべき旨

六 内に裁判所に届け出るべき旨

七 裁判所は、管財人又はその表示に变更があったときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

八 その旨を公告しなければならない。

九 その旨を公告しなければならない。

十 その旨を公告しなければならない。

十一 その旨を公告しなければならない。

十二 その旨を公告しなければならない。

十三 その旨を公告しなければならない。

十四 その旨を公告しなければならない。

十五 その旨を公告しなければならない。

十六 その旨を公告しなければならない。

十七 その旨を公告しなければならない。

十八 その旨を公告しなければならない。

十九 その旨を公告しなければならない。

二十 その旨を公告しなければならない。

二十一 その旨を公告しなければならない。

二十二 その旨を公告しなければならない。

二十三 その旨を公告しなければならない。

二十四 その旨を公告しなければならない。

二十五 その旨を公告しなければならない。

二十六 その旨を公告しなければならない。

二十七 その旨を公告しなければならない。

二十八 その旨を公告しなければならない。

二十九 その旨を公告しなければならない。

三十 その旨を公告しなければならない。

一 実行手続の開始の決定の主文

二 管財人の表示

三 会社の債務者及び会社の財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨

四 一般の優先権を有する会社の債権者は、その公報に届け出るべき旨

五 特別担保を有する会社の債権者は、その担保権を一定の期間内に裁判所に届け出るべき旨

六 内に裁判所に届け出るべき旨

七 裁判所は、管財人又はその表示に变更があったときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

八 その旨を公告しなければならない。

九 その旨を公告しなければならない。

十 その旨を公告しなければならない。

十一 その旨を公告しなければならない。

十二 その旨を公告しなければならない。

十三 その旨を公告しなければならない。

十四 その旨を公告しなければならない。

十五 その旨を公告しなければならない。

十六 その旨を公告しなければならない。

十七 その旨を公告しなければならない。

十八 その旨を公告しなければならない。

十九 その旨を公告しなければならない。

二十 その旨を公告しなければならない。

二十一 その旨を公告しなければならない。

二十二 その旨を公告しなければならない。

二十三 その旨を公告しなければならない。

二十四 その旨を公告しなければならない。

二十五 その旨を公告しなければならない。

二十六 その旨を公告しなければならない。

二十七 その旨を公告しなければならない。

二十八 その旨を公告しなければならない。

二十九 その旨を公告しなければならない。

三十 その旨を公告しなければならない。

の無効は、善意の買受人又は転得者に対しても、主張することができない。

(有価証券の名義書換)

第四十九条 記名の有価証券が売却されたときは、管財人は、名義書換のため必要な行為をすることができる。

(指名債権の譲渡の通知)

第四十九条 指名債権が売却されたときは、管財人は、その旨を債務者に通知しなければならない。

2 前項の通知があつたときは、競落人又は買受人は、指名債権の取得を債務者その他の第三者に对抗することができる。

(民事訴訟法の準用)

第五十条 民事訴訟法第六百四十九条、第六百五十六条、第六百六十一条から第六百七十四条まで、第二

(金銭の引渡し及び計算書等の提出)

第五十一条 換価が完了したときは、管財人は、裁判所の指定する日に裁判所書記官に、会社の金銭を引き渡し、職務の執行に関する費用の計算書及びその証明書類並びに、任意売却により換価したときは、換価に関する報告書を提出しなければならない。

(配当)

第五十二条 裁判所は、一括競売による売却代金、前条の規定により引渡を受けた金銭並びに第三十五条第一項の規定により管財人が費用及び報酬に充てた金銭の合計額から実行手続の費用を控除して、まず企業担保権者及びこれに優先する債権者に配当し、その残余を他の債権者に配当しなければならない。

2 前項第一号の登記の申請による費用は、実行手続の費用とし、同項第二号の登記又は登録に要する費用は、競落人又は買受人の負担とする。

(民事訴訟法の準用)

第五十五条 民事訴訟法第六百四十九条及び第六百九十五条までの規定は、配当に關し準用する。この場合において、同法第六百四十六条第二項中「競落期日ノ終ニ至ルマデ」とあるのは「一括競売ニ依リ換価スル場合ニ於テハ競落期日ノ終ニ至ルマデ」である。

2 特別担保の目的となつていてる財産の価額は、一括競売により換価の場合は「第六百五十九条」とあるの

は「企業担保法第四十二条第一項の項目」と、第六百七十六条中「職権ヲ以テ新競売期日ヲ」とあるのは「新競売期日ヲ」と、第六百八十五条中「第六百五十五条乃至第六百五十七条」とあるのは「第六百五十六条及び企業担保法第三十八条乃至第四十一条」と読み替えるものとする。

第五節 配当

第五十四条 管財人は、企業担保権者及びこれに優先する債権者の配当表が実施されたときは、遅滞なく、次に掲げる登記及び登録を申請しなければならない。

(登記及び登録)

したときは、第三十八条第一項の規定による会社の総財産の評価額に対する同項の規定によるその財産の評価額の割合を一括競売による売却代金に乗じて得た額、任意売却により換価したときは、その売却価額とする。

(差押の消滅)

第五十六条 実行の申立の取下があつたときは、第二十条の規定による差押は、消滅する。

(会社への財産の引渡し)

第五十七条 裁判所は、会社の申立により、又は職権で、第四十五条第三項の規定により売却の禁止される会社の財産について、会社に引き渡すべき旨を管財人に命ずることができる。

2 前項の規定による裁判所の命令により管財人が会社に引き渡した財産については、第二十条の規定による差押は、その引渡の時に消滅する。

(申立の取下等の公告)

第五十八条 裁判所は、実行手続が開始の決定の取消により終結したときは、ただちに、その旨を公告しなければならない。

(申立の取下等の場合の登記及び登録)

第五十九条 管財人は、実行手続が開始の決定の取消により終結したときは、遅滞なく、第二十三条又は第二十四条の規定によつてされた登記又は登録のまつ消を申請し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(賄賂罪)

2 犯人又は法人である管財人が收受したわいは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(説明義務違反の罪)

第六十二条 第三十三条の規定により説明の義務のある者が、正当の理由がないのにその説明をせず、又は虚偽の説明をしたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

ル日マデ」と、同法第六百九十二条第一項中「競落期日マデニ」とあるのは「一括競落期日マデニ」任

意売却ニ依リ換価スル場合ニ於テハ裁判所ガ定メテ公告シタル日マデニ」と読み替えるものとする。

(第六節 雜則)

2 管財人が法人であるときは、管財人の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関しわいろを收受し、又はこれを要求し、若しくはこれの要求を拒否せしめることは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(收賄罪)

第六十条 管財人又はその代理人がその職務に關しわいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二項の規定により差押の消滅した財産についても、同様とする。

(第三章 刑則)

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

(被担保債権の特例)

2 当分の間、第一条の規定にかかるわらず、会社の総財産は、日本開発銀行の会社に対する貸付金で次に掲げるものを担保するためには、企業担保の目的とすることができる。

一 日本開發銀行と国際復興開発銀行との契約に基く貸付金を

二 貸付の際に前号の貸付金を借り受けている会社に対する同号以外の貸付金

三 この法律の施行の際に効力を有する他の法律により、日本開發銀行の貸付金のため会社の総財産につき先取特権が生ずることとされている会社に対する貸付金

四 前項の規定により企業担保権を設定した会社は、企業担保権が消滅した後でなければ、有限会社に組織を変更することができない。

(担保附社債信託法の一部改正) 5 銀行等の事務の簡素化に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のよう改正する。

第六条第一項中「又ハ競売法による競売手続若しくは企業担保権の実行手続」に改め、「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続」を、「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続若しくは企業担保権の実行手続」に改める。

第七条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ社債ヲ担保スル権利ノ順位ノ譲渡又ハ放棄ニ付之ヲ準用ス

(商法の一部改正)

6 商法(明治三十二年法律第四十号)の一部を次のよう改正する。

第三百八十三条第一項中「及び競売法による競売は」を、「競売法による競売及び企業担保権の実行手続」に改め、「競売法による競売」に、「及び競売法による競売手続」に改め、「競売法による競売手続」を、「競売法による競売手続」に改め、「競売法による競売手続」を、「競売法による競売手続」に改め、「競売法による競売手続」を、「競売法による競売手続」に改め、「競売法による競売手續」に改め、「競賣」を、「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第七百四十六条第一項中「及び競賣」を、「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改め、「及

11 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のよう改正する。

第二条第四項及び第六項中「競売」を、「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改め、同条第六項中「又ハ競賣費用」を、「競賣費用又ハ企業担保権の実行手續ノ費用」に改める。

9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第三条ノ七の次に次の二項を加える。

第一項ノ規定ハ企業担保権ノ設

立、移転又ハ変更ニ關スル登記ニ付之ヲ準用ス

7 破産法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のよう改正する。

第七十三条中「第三百七十五条」を「第三百七十五条(順位ノ譲渡及放棄ニ関スル部分ヲ除ク)」に改める。

13 企業担保

第七十三条中「第三百七十五条」を「第三百七十五条(順位ノ譲渡及放棄ニ関スル部分ヲ除ク)」に改める。

第七十五条の次に次の二項を加える。

第一項ノ規定ハ企業担保権ノ設

第七十五条ノ二 受託会社ハ社債

権者集会ノ決議ニ依り担保権ノ順位ヲ譲渡シ又ハ放棄スルコトヲ得

第八十二条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十六条中「前二条」を「前三

条」に改める。

第八十二条第一項中「社債権者集会ノ決議ニ依リ」を削る。

第八十三条第一項中「又ハ競売法ニ依ル申立若ハ委任」を「競売

法ニ依ル競売ノ申立若ハ委任ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立」に改める。

第八十二条第一項中「若しくは

第三十七条第一項中「若しくは

第三条ノ八 企業担保権ニ關スル登記ニ付之ヲ準用ス

第七十条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十一条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十二条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十三条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十四条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十五条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十六条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十七条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十八条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第七十九条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十一条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十二条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十三条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十四条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十五条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十六条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十七条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十八条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第八十九条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第九十条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第九十一条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第九十二条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第九十三条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手続」に改める。

第九十四条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手續」に改める。

第九十五条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手續」に改める。

第九十六条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手續」に改める。

第九十七条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手續」に改める。

第九十八条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手續」に改める。

第九十九条第一項中「又ハ仮処分」を「、仮処分又ハ企業担保権ノ実行手續」に改める。

第四条ノ一中第四号の次に次の二号を加える。

四ノ二 企業担保権ノ実行手続ノ開始アリタルトキ

ノ開始アリタルトキ

「競売若しくは企業担保権ノ実行手續」に改める。

第五条中「更生手續」を「更生手續又ハ企業担保権ノ実行手續」に改める。

第六条ノ四第四項中「競売」を「競賣若しくは企業担保権ノ実行手續」に改める。

第七条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権ノ実行手續」に改める。

第八条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権ノ実行手續」に改める。

第九条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権ノ実行手續」に改める。

第十条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権ノ実行手續」に改める。

第十一条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権ノ実行手續」に改める。

第十二条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第十三条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第十四条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第十五条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第十六条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第十七条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第十八条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第十九条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十一条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十二条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十三条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十四条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十五条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十六条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十七条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十八条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第二十九条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第三十条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

第三十一条ノ四第四項中「競賣」を「競賣若しくは企業担保権の実行手續」に改める。

四の二 企業担保権の実行手続

の開始があつたとき。

13 (健康保険法の一部改正)

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のよう改正する。

第七十九条ノ二中第四号の次に次の一号を加える。

14 (船員保険法の一部改正)

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のよう改正する。

第六十二条ノ三第一項中第三号の次に次の一号を加える。

15 (失業保険法の一部改正)

失業保険法（昭和二十一年法律第一百四十六号）の一部を次のよう改正する。

16 (厚生年金保険法の一部改正)

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）の一部を次のよう改正する。

17 (國の債権の管理等に関する法律の一部改正)

國の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の

の一部を次のよう改正する。

第十七条第七号中「前二号」を「第四号から前号まで」に改め、

同条中同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加え

る。

五 債務者の財産について企業

担保権の実行手続の開始があ

つたこと。

16 (新潟県糸魚川市検察官の請願)

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、新潟県糸魚川区検察官の請願

に関する請願（第七二一号）

一、飲酒による犯罪处罚の請願（第七二五号）

飲酒による犯罪处罚の請願
新潟県糸魚川市検察官の請願
に関する請願（第七二一号）
一、飲酒による犯罪处罚の請願（第七二五号）紹介議員 赤松 常子君
請願者 東京都豊島区目白町三
ノ三、六三〇 宮崎白蓮紹介議員 赤松 常子君
請願者 新潟県糸魚川市長 中
村又七郎

請願者 新潟県糸魚川区検察官の請願

新潟県糸魚川区検察官は、現在糸魚川市内にある糸魚川簡易裁判所の請願

新潟県糸魚川区検察官の請願
に関する請願（第七二一号）
一、飲酒による犯罪处罚の請願（第七二五号）紹介議員 小林 孝平君
請願者 新潟県糸魚川市長 中
村又七郎紹介議員 小林 孝平君
請願者 新潟県糸魚川市長 中
村又七郎

に、裁判所用地あつせんの条件とした現在の裁判所敷地処分が困難となり市の財政上にも重大支障をきたすから、同検察官の請願（第七二一号）を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加え昭和三十三年度予算に是非計上せらるべきとの請願。

17 (新潟県糸魚川市検察官の請願)

二月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、新潟県糸魚川区検察官の請願

に関する請願（第七二一号）

一、飲酒による犯罪处罚の請願（第七二五号）

飲酒による犯罪处罚の請願
新潟県糸魚川市検察官の請願
に関する請願（第七二一号）
一、飲酒による犯罪处罚の請願（第七二五号）紹介議員 赤松 常子君
請願者 東京都豊島区目白町三
ノ三、六三〇 宮崎白蓮紹介議員 赤松 常子君
請願者 新潟県糸魚川市長 中
村又七郎紹介議員 赤松 常子君
請願者 新潟県糸魚川市長 中
村又七郎